

健康保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第一条関係）【公布日、令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又は令和九年四月一日施行】 1
- 健康保険法（抄）（第二条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 21
- 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第三条関係）【公布日、令和八年八月一日又は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 63
- 船員保険法（抄）（第四条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 69
- 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第五条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、令和九年四月一日又は令和十年四月一日施行】 85
- 国民健康保険法（抄）（第六条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 101
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第七条関係）【令和九年四月一日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 122
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第八条関係）【公布日、令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、令和九年四月一日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 125
- 高齢者の医療の確保に関する法律（抄）（第九条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 143
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第十条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一

年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 149

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）（第十一条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）（第十二条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 166

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）【令和九年一月一日又は令和九年四月一日施行】 | 183

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）【令和九年四月一日施行】 | 190

○ 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）（第十五条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 195

○ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）（第十六条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 197

○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（抄）（第十七条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 200

○ 社会保険医療協議会法（抄）（第十八条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 | 203

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三十九条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内にお | 204

いて政令で定める日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第四十条関係）【令和九年四月一日施行】

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第四十一条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）（附則第四十二条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）（抄）（附則第四十三条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十四条関係）【令和九年四月一日施行】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四十五条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）（抄）（附則第四十六条関係）【令和九年四月一日施行】

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）（抄）（附則第四十七条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）（抄）（附則第四十八条関係）【令和九年四月一日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第一条関係）  
い 範囲内において政令で定める日又は令和九年四月一日施行】

【公布日、令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えな

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合に対し、健康保険の被保険者とならないことにより国民健康保険の被保険者となる旨の申出をした者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）</p> <p>九 (略)</p> <p>2〜13 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>(協会の実施する保健事業)</p> <p>第七条の二の二 協会は、前条第二項第二号に掲げる業務（第六章の規定による保健事業に関するものに限る。第七条の二十九の二において「保健事業業務」という。）を行うに当たっては、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行わなければならない。</p> <p>第七条の二十九 (略)</p> <p>(保健事業業務の実施状況に係る報告)</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）</p> <p>九 (略)</p> <p>2〜13 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第七条の二十九 (略)</p>

第七條の二十九の二 協会は、保健事業業務の実施状況について、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(不正利得の徴収等)

第五十八條 (略)

2 (略)

3 保険者は、第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第八十五條第五項(第八十五條の二第五項及び第八十六條第五項において準用する場合を含む。)、第八十八條第六項(第八十一條第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第一百十條第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(療養の給付)

第六十三條 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 五 (略)

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第四條第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。)(又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。))との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」という。))

(新設)

(不正利得の徴収等)

第五十八條 (略)

2 (略)

3 保険者は、第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第八十五條第五項(第八十五條の二第五項及び第八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第八十八條第六項(第八十一條第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第一百十條第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(療養の給付)

第六十三條 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 五 (略)

(新設)

3  
3  
7 (略)

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一 (略)

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に關し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の第二項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。

三 三 六 (略)

4 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 (略)

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。 )又は地方公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という。 )による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による

3  
3  
7 (略)

(新設)

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一 (略)

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に關し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の第二項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。

三 三 六 (略)

4 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 (略)

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。 )又は地方公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という。 )による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による

療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

3・4 (略)

5 保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第七十二条 (略)  
(保険医又は保険薬剤師の責務)

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

- 二 (略)
- 三 前二号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一

療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

3・4 (略)  
(新設)

第七十二条 (略)  
(保険医又は保険薬剤師の責務)

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

- 二 (略)
- 三 前二号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一

項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項（これらの規定を第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）  
第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合

においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録（第二号に掲げる場合にあつては、当該保険医療機関の管理者の保険医に係る同条の登録）を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二（略）

三 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若

項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項（これらの規定を第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）  
第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合

においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録（第二号に掲げる場合にあつては、当該保険医療機関の管理者の保険医に係る同条の登録）を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二（略）

三 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若



しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
四〇七 (略)

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第七十条の二若しくは第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号、第五号若しくは第六号若しくは第七十六条第二項(これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2 (略)

(保険外併用療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
四〇七 (略)

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第七十条の二若しくは第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号若しくは第五号若しくは第七十六条第二項(これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2 (略)

(保険外併用療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一〇三 (略)

3 | 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 | イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ | 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ | 医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二 | 前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

4 | 厚生労働大臣は、第二項第一号又は前項第一号イ若しくはロの定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

5 | 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

6 | 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第

一〇三 (略)  
(新設)

3 | 厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4 | 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 | 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第

五項の場合において第二項又は第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第八十七条（略）

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から前条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額を控除した額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

3 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項又は第三項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（家族療養費）

第一百十条（略）

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養

五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第八十七条（略）

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

3 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条の二第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（家族療養費）

第一百十条（略）

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養

に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この号において同じ。)(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額から第八十六条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定め(例により算定した額を控除した額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ(ニ) (略)

二(三) (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。)を受ける場合にあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。))にあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。))にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条の二第二項の費用の額の算定の例による。

4(8) (略)

(高額療養費)

に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ(ニ) (略)

二(三) (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条の二第二項の費用の額の算定の例による。

4(8) (略)

(高額療養費)

第百十五条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(保険外併用療養費)

第百三十一条 日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものから、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 (略)

(準用)

第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

(略)	(略)
第八十六条第二項、第三項及び第六項	保険外併用療養費の支給
(略)	(略)

第百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合(調整対象給付費見込額及び高齢者の

第百十五条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(保険外併用療養費)

第百三十一条 日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものから、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 (略)

(準用)

第百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

(略)	(略)
第八十六条第二項及び第五項	保険外併用療養費の支給
(略)	(略)

第百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合(調整対象給付費見込額及び高齢者の

医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額に対する調整対象給付費見込額の割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額)に健康保険組合(第三条第一項第八号の申出をした者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。)を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

(保険料率)

第六十条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一・二 (略)

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額(第五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。)並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び第六十条の三第一項の規定による準備金の積立ての予定額(第五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。)のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4 (略)

5 協会は、毎事業年度、翌事業年度以降の五年間についての協会

医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額に対する調整対象給付費見込額の割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額)に健康保険組合(第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。)を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

(保険料率)

第六十条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一・二 (略)

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額(第五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。)並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び第六十条の三の規定による準備金の積立ての予定額(第五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。)のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4 (略)

5 協会は、二年内ごとに、翌事業年度以降の五年間についての協会

が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6  
6 〳 17 (略)

(準備金)

第六十條の三 (略)

2 協会は、第六十條第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に前項の規定による準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(国民健康保険の保険者への適用)

第七十九條 第三條第一項第八号の申出をした者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第七十三條から前条までの規定を適用する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四條の七第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三條第一項第八号の規定による申出の受理

二 〳 二十一 (略)

2  
2 〳 4 (略)

が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6  
6 〳 17 (略)

(準備金)

第六十條の三 (略)

(新設)

(国民健康保険の保険者への適用)

第七十九條 第三條第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第七十三條から前条までの規定を適用する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四條の七第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三條第一項第八号の規定による承認

二 〳 二十一 (略)

2  
2 〳 4 (略)

(基盤機構等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)及び第八十八条第十一項(第一百一十一条第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

2 (略)  
一(三) (略)

#### 附則

第五条の三 令和八年度においては、第五百五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の二及び第五条並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えられた前条の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八千五百九十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。)第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとされたならば積み立てられることとなる令和七年度末における協会の

(基盤機構等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)及び第八十八条第十一項(第一百一十一条第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

2 (略)  
一(三) (略)

#### 附則

第五条の三 令和二年度以降の一の事業年度においては、第五百五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の二及び第五条並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えられた前条の規定により算定される額から、第一号に掲げる額(第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額)から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号。次号口において「国保法等一部改正法」という。)第六条の規定



準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ (略)

ロ 国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しなかったならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和六年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（以下「納付額」という。）を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和七年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の四 令和九年度においては、第五百三十三条及び第五百三十四  
条並びに附則第四条の二、第五条及び第五條の二の規定にかかわ  
らず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第  
百五十三條及び第五百三十四條第一項、附則第四条の二の規定によ  
り読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた  
第五百三十四條第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適

による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しなかったならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ (略)

ロ 平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しなかったならば積み立てられることとなる平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（次号において「納付額」という。）を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

(新設)

用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和八年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 前条第二号イに掲げる額

ロ 国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和七年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和八年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の五 令和十年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた

（新設）

第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額に五百億八百五十九万七千円を加えて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前二条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和九年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和八年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和九年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の六 令和十一年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される

（新設）

- 第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。
- 一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、前三条の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十年度末における協会の準備金の額
- 二 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額
- ロ 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三及び第五条の四の規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和九年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額
- 三 平成二十七年から令和十年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の七 令和十二年度においては、第五百五十三条及び第五百五十

（新設）

四條並びに附則第四條の二、第五條及び第五條の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替えて適用される第百五十三條及び第百五十四條第一項、附則第四條の二の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定により読み替えられた第百五十四條第二項並びに附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三から前条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる令和十一年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五條の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五條の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五條の三から第五條の五までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から令和十年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から令和十一年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の八 令和十三年以降の一の事業年度においては、第五百

十三条及び第五百五十四條並びに附則第四条の二、第五条及び第五条の二の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三條及び第五百五十四條第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四條第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる累計額がある場合には、第一号に掲げる額から当該累計額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の三第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から令和七年度までの間において国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用せず、かつ、附則第五条の三からこの条までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間に

（新設）

おける当該交付された額の累計額を控除して得た額)のうち最も高い額

三 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の九 (略)

第五条の四 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 保険給付 第一節・第二節（略） 第二節の二 分娩費の支給（第九十八条の二―第九十八条の二―十四） 第三節 傷病手当金、埋葬料、出産時一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第一百九条） 第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族埋葬料及び家族出産時一時金の支給（第一百十条―第一百十四条） 第五節・第六節（略） 第五章～第十一章（略） 附則 （定義） 第三条（略） 2～12（略） 13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者、第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者又は第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第九十八条の二第一項に規定する個</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 保険給付 第一節・第二節（略） 第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給（第九十九条―第一百九条） 第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給（第一百十条―第一百十四条） 第五節・第六節（略） 第五章～第十一章（略） 附則 （定義） 第三条（略） 2～12（略） 13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個</p>



指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（全国健康保険協会管掌健康保険）

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第九十八条の二第一項第二号、第五百五十条第一項、第七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 (略)

（設立及び業務）

第七条の二 (略)

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規

人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（全国健康保険協会管掌健康保険）

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第五百五十条第一項、第七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 (略)

（設立及び業務）

第七条の二 (略)

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規

定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十一条の三（略）

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十三条第三項（第百十条第七項において準用する場合を含む。）、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項、第八十八条第三項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）、第九十八条の二第一項又は第一百十二条の二第一項の確認を受けることができる。

（保険給付の種類）

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 分娩費の支給
- 三・四 (略)
- 五 出産時一時金の支給

定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十一条の三（略）

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十三条第三項（第百十条第七項において準用する場合を含む。）、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第三項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（保険給付の種類）

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)
- 四 出産育児一時金の支給

六・七 (略)

八 家族分娩費の支給

九 (略)

十 家族出産時一時金の支給

十一 (略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第一百条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費(第一百十二条の二第三項において準用する第九十八条の二第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、次条第四項及び第六十条第二項において同じ。)、家族埋葬料又は家族出産時一時金(第一百四十二条第二項において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。第五十六条第一項において同じ。)、の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費(第三百二十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、埋葬料若しくは出産時一時金(第一百四十九条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)、の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費(第九十八条の二第十項(第九十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当

五・六 (略)

(新設)

七 (略)

八 家族出産育児一時金の支給

九 (略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第一百条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方

に要した費用に相当する金額を含む。第六十条第二項において同じ。)、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族分娩費の支給は、同一の疾病若しくは負傷又は出産について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養若しくは療養費の支給又は分娩の手当を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、傷病手当金、埋葬料、出産時一時金(第百一条第三項(第百六条第二項において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。)、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族埋葬料及び家族出産時一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第九十八条の第十項(第九十八条の二十四第二項及び第百十二条の第三項において準用する場合を含む。))の規定による分娩の手に要した費用に相当する金額及び第百条第二項(第百五条第二項において準用する場合を含む。))の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は同号に規定する保険医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。))若しくは第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払若しくは第八十五条第五

公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項(第百五条第二項において準用する場合を含む。))の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第五項において準用する場合を含む。))、第八十八条第六項(第百一条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第百

項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第一百十条第四項の規定による支払、第八十八条第六項(第一百一条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による支払又は第九十八条の二第三項(第九十八条の二十四第二項及び第一百十二条の二第三項において準用する場合を含む。))若しくは第一百一条第二項(第一百六条第二項及び第一百四十二条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に對し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(診療録の提示等)

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当又は分娩の-handed 手当に關し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、分娩費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤、第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は分娩の手当の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 (略)

2 (保険医療機関又は保険薬局の指定)  
第六十五条 (略)

十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(診療録の提示等)

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 (略)

2 (保険医療機関又は保険薬局の指定)  
第六十五条 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一・二 (略)

三 当該申請に係る病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)  
が、保険給付に関し分娩の手段の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。

四・五 (略)

六 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)(第八十九条第四項第七号及び第九十八条の六第二項第五号において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号及び第九十八条の六第二項第五号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

七 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)(第八十九条第四項第七号)において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九十九条第二項において「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

六 (略)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)  
第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医(分娩の担当に従事する保険医を含む。)又は保険薬局において薬剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

二 保険医療機関の管理者が、第七十条の二第二項(第九十八条の五において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

三 前二号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四(七) (略)

八 分娩取扱保険医療機関において分娩の担当に従事する第九十八条の四に規定する登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

九 分娩取扱保険医療機関について、第九十八条の二第三項(第

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)  
第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において薬剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

二 保険医療機関の管理者が、第七十条の二第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

三 前二号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四(七) (略)

(新設)

(新設)

九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)又は第一百一条第二項(第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

十 分娩取扱保険医療機関が第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 分娩取扱保険医療機関の開設者又は従業者が、第九十八条の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該分娩取扱保険医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該分娩取扱保険医療機関が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

十二 分娩取扱保険医療機関の開設者が第九十八条の二十三第三項(第九十八条の二十四第二項、第百六条第二項、第百二十二条の二第三項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十三 この法律以外の医療保険各法による被保険者又は被扶養者の分娩の手当に関し、第一号から第三号まで又は第八号から前号までのいずれかに相当する事由があつたとき。

十四 略

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録(第二号に掲げる場合にあつては、当該保険医療機関の管理者の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 略

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録(第二号に掲げる場合にあつては、当該保険医療機関の管理者の



保険医に係る同条の登録）を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 保険医療機関の管理者が、第七十条の二第二項（第九十八条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

三・四 （略）

五 保険医（分娩の手に従事する医師に限る。次号において同じ。）が、第九十八条の二十第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 保険医について、この法律以外の医療保険各法による分娩の手に関し、第一号、第二号又は前号のいずれかに相当する事由があつたとき。

七・九 （略）

（社会保険医療協議会への諮問）

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第九十八条の五、第九十八条の二十四第二項、第一百十条第七項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第七十条の二（第九十八条の五において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第九十八条の五、第九十八

保険医に係る同条の登録）を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 保険医療機関の管理者が、第七十条の二第二項の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

三・四 （略）

（新設）

（新設）

五・七 （略）

（社会保険医療協議会への諮問）

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第七十条の二若しくは第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号、第五号若し

条の二十四第二項、第一百十條第七項、第一百十二條の二三第三項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三條第二項第三号、第五号若しくは第六号若しくは第七十六條第二項（これらの規定を第百四十九條において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第六十三條第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2  
(略)

## 第二節の二 分娩費の支給

(分娩費)

第九十八條の二 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は次に掲げる助産所（以下「指定助産所等」という。）のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一 厚生労働大臣の指定を受けた助産所（以下「指定助産所」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であつて、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する助産所

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき分娩の手当に要する標準的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額とする。

3 被保険者が第六十三條第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から分娩の手当を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院若しくは診療所又は当該

くは第六号若しくは第七十六條第二項（これらの規定を第百四十九條において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第六十三條第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2  
(略)

(新設)

(新設)

助産所に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は当該助産所に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき分娩の手当に要した費用のうち分娩費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、分娩費の支給があつたものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならぬ。

7 保険者は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手当に要した費用（分娩費として被保険者に対し支給すべき額を限度とする。第九項において同じ。）の請求があつたときは、第二項の定め並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令に照らして審査の上、支払うものとする。

8 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

9 前各項に定めるもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手当に要した費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

10 保険者は、被保険者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等

以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の定めの場合により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

(分娩費の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

第九十八条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、前項の調査に資するため、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において提供する分娩の手当の内容その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医又は登録助産師)

第九十八条の四 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において健康保険の分娩の手当に従事する医師又は助産師は、保険医(医師であるものに限る。)又は厚生労働大臣の登録を受けた助産師(以下「登録助産師」という。)でなければならない。

(準用)

第九十八条の五 第七十条第一項及び第二項の規定は分娩取扱保険医療機関について、第七十条の二第二項の規定は分娩取扱保険医療機関の管理者について、第七十二条の規定は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医(医師であるものに限る。)について、それぞれ準用する。

(指定助産所の指定)

第九十八条の六 第九十八条の二第一項第一号の指定は、政令で定めるところにより、助産所の開設者の申請により行う。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第九十八条の二第一項第一号の指定をしないことができる。

- 一 当該申請に係る助産所が、この法律の規定により指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないものであるとき。
- 二 当該申請に係る助産所が、保険給付に関し分娩の手当の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第九十八条の十九第一項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。
- 三 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 当該申請に係る助産所の開設者又は管理者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 前各号のほか、当該申請に係る助産所が、指定助産所として著しく不適當と認められるものであるとき。

（地方社会保険医療協議会への諮問）

第九十八条の七 厚生労働大臣は、指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

（新設）

(指定助産所の指定の更新)

第九十八条の八 第九十八条の二第一項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 指定助産所であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、第九十八条の六第一項の申請があつたものとみなす。

(指定助産所のみなし指定)

第九十八条の九 助産所が助産師の開設したものであり、かつ、当該開設者である助産師のみが分娩の担当に従事している場合において、当該助産師について第九十八条の四の登録があつたときは、当該助産所について、第九十八条の二第一項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、当該助産所が、第九十八条の六第二項に規定する要件に該当する場合であつて厚生労働大臣が同号の指定があつたものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(指定助産所の責務)

第九十八条の十 指定助産所は、当該指定助産所において分娩の担当に従事する登録助産師に、第九十八条の十三第一項の厚生労働省令で定めるところにより、分娩の担当に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、分娩費に係る分娩の担当を担当しなければならぬ。

2 指定助産所は、前項（第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の担当を担当するものとする。

(指定助産所の管理者の責務)

(新設)

(新設)

(新設)

第九十八条の十一 指定助産所の管理者は、次に掲げる要件のいづれにも該当する者でなければならない。

一 登録助産師であること。

二 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において登録助産師として三年以上分娩の担当に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

2 指定助産所の管理者は、適正な分娩の担当の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督するとともに、当該指定助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

(登録助産師の登録)

第九十八条の十二 第九十八条の四の登録は、助産師の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、第九十八条の四の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により第九十八条の四の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、登録助産師として著しく不適當と認められる者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第九十八条の四の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

4 第一項又は第二項に規定するもののほか、第九十八条の四の登

(新設)

(新設)

録に関して必要な事項は、政令で定める。

(登録助産師の責務)

第九十八条の十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手に従事する登録助産師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の分娩の手に当たらなければならない。

2 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において分娩の手に従事する登録助産師は、前項(第九十八条の二十四第二項、第一百二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による分娩の手に当たたるものとする。

(指定助産所の指定の辞退又は登録助産師の登録の抹消)

第九十八条の十四 指定助産所は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 登録助産師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(指定助産所の指定の取消し)

第九十八条の十五 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定助産所に係る第九十八条の二第一項第一号の指定を取り消すことができる。

一 指定助産所において分娩の手に従事する登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第一百二十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

三 前二号のほか、指定助産所が、第九十八条の十第一項(第九

(新設)

(新設)

(新設)



- 十八條の二十四第二項、第一百十二條の二第三項及び第四百十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 四 第九十八條の二第三項(第九十八條の二十四第二項、第一百十二條の二第三項及び第四百十九條において準用する場合を含む。)(又は第一百一條第二項(第六六條第二項、第一百四條第二項及び第四百十九條において準用する場合を含む。))の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。
- 五 指定助産所が、第九十八條の二十第一項(第九十八條の二十四第二項、第一百十二條の二第三項及び第四百十九條において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定により報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定助産所の開設者又は従業者が、第九十八條の二十第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定助産所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定助産所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)
- 七 指定助産所の開設者が第九十八條の二十三第三項(第九十八條の二十四第二項、第六六條第二項、第一百十二條の二第三項、第一百四條第二項及び第四百十九條において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反したとき。
- 八 この法律以外の医療保険各法による分娩費に係る分娩の手当に關し、前各号のいずれかに相当する事由があつたとき。
- 九 指定助産所の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至つたとき。
- 十 指定助産所の開設者又は管理者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで

の者に該当するに至ったとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定助産所の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(登録助産師の登録の取消し)

第九十八条の十六 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録助産師に係る第九十八条の四の登録(第二号に掲げる場合にあつては、当該指定助産所の管理者の登録助産師に係る同条の登録)を取り消すことができる。

一 登録助産師が、第九十八条の十三第一項(第九十八条の二十四第二項、第九十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 指定助産所の管理者が、第九十八条の十一第二項の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該指定助産所の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

三 登録助産師が、第九十八条の二十第一項(第九十八条の二十四第二項、第九十二条の二第三項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、第九十八条の二十第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 この法律以外の医療保険各法による分俵の手当に関し、前三号のいずれかに相当する事由があつたとき。

五 登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

六 登録助産師が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至

(新設)

つたとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、登録助産師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第九十八條の十七 厚生労働大臣は、第九十八條の十第一項(第九十八條の二十四第二項、第一百十二條の二第三項及び第四百九十九條において準用する場合を含む。)、第九十八條の十一若しくは第九十八條の十三第一項(第九十八條の二十四第二項、第一百十二條の二第三項及び第四百九十九條において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第九十八條の二第二項(第四百九十九條において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 厚生労働大臣は、第九十八條の二第一項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は第九十八條の四の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)

第九十八條の十八 厚生労働大臣は、第九十八條の二第一項第一号の指定をしないこととするとき、又は第九十八條の四の登録をしないこととするときは、当該指定を受けようとする助産所の開設者又は当該登録を受けようとする助産師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(厚生労働大臣の指導)

第九十八條の十九 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の担当に従事する保険医(分娩の担当に従事す

(新設)

(新設)

(新設)

る医師に限る。次条第一項において同じ。）及び登録助産師は、健康保険の分娩の手段に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手段に関する学識経験者その他の関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等)

第九十八条の二十 厚生労働大臣は、分娩費に係る分娩の手段に関する必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(保険者が指定する病院等における分娩の手当)

第九十八条の二十一 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる健康保険の分娩の手段に関する準則については、第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生

(新設)

(新設)

労働省令の例による。

2 第九十八条の二第一項第二号及び第三号に掲げる助産所において行われる健康保険の分娩の手当に関する準則については、第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の厚生労働省令の例による。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第九十八条の二十二 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(分娩の手当の内容等に関する情報の報告及び公表)

第九十八条の二十三 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給並びにこれらに相当するこの法律以外の医療保険各法による給付に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者が第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

(新設)

(新設)

(資格喪失後の分娩費の支給)

第九十八条の二十四 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(以下この条、第百四条及び第百六条第一項において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、被保険者の資格を喪失した日後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから当該資格を喪失したことを証する書類の提示その他の厚生労働省令で定める方法により一年以上被保険者であつた者であることの確認を受け、かつ、分娩の手当を受けたときは、被保険者として受けることができるはずであつた分娩費として、当該分娩の手当につき第九十八条の二第二項の定めにより算定した費用の額の支給を最後の被保険者から受けることができる。ただし、被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつたときは、この限りでない。

2 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は前項の資格喪失後の分娩費の支給について、同条第十項の規定は一年以上被保険者であつた者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から前条までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は前項の資格喪失後の分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産時一時金及び出産手当金の支給

(出産時一時金)

第百一条 被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金

(新設)

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

(出産育児一時金)

第百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

として、政令で定める金額を支給する。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第九十八条の二第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、保険者は、被保険者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 保険者は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 保険者は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

6 保険者は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、保険者がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

7 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第百四条 一年以上被保険者であった者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

(資格喪失後の出産時一時金の支給)

第百六条 一年以上被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、被保険者として受けることができるはずであつた出産時一時金として、第百一条第一項の政令で定める金額の支給を最後の保険者から受けることができる。

2 | 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は前項の資格喪失後の出産時一時金に係る分娩の手当について、第百一条第二項から第七項までの規定は前項の資格喪失後の出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第九十八条の二第一項」とあるのは「第九十八条の二十四第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「第九十八条の二十四第二項において準用する第九十八条の二第三項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第百六条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第四節

家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、  
家族分娩費、家族埋葬料及び家族出産時一時金の  
支給

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第百四条 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

(資格喪失後の出産育児一時金の給付)

第百六条 一年以上被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであつた出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。

(新設)

#### 第四節

家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、  
家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給



第一百十二条 (略)

(家族分娩費)

第一百十二条の二 被保険者の被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当につき第九十八条の二第二項の定め例により算定した費用の額とする。

3 第九十八条の二第三項から第九項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第十項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、第九十八条の三、第九十八条の四、第九十八条の十第一項、第九十八条の十三及び第九十八条の十九から第九十八条の二十三までの規定並びに第九十八条の五において準用する第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定は家族分娩費に係る分娩の手当について、それぞれ準用する。

(家族出産時一時金)

第一百十四条 被保険者の被扶養者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から健康保険の分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、被保険者に対し、第一百一条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 第九十八条の二十二及び第九十八条の二十三の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第一百一条第二項から第七項までの規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

(保険給付の種類)

第一百十二条 (略)

(新設)

(家族出産育児一時金)  
第一百十四条 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第一百一条の政令で定める金額を支給する。

(新設)

(保険給付の種類)

第二百二十七条 日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この節において同じ。）に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 分娩費の支給
- 三・四 (略)
- 五 出産時一時金の支給
- 六・七 (略)
- 八 家族分娩費の支給
- 九 (略)
- 十 家族出産時一時金の支給
- 十一 (略)
- 十二 特別分娩費の支給
- 十三 (略)

(他の医療保険による給付等との調整)

第二百二十八条 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費（第三百二十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。以下この条において同じ。）、傷病手当金、埋葬料、出産時一時金（第四百九十九条において準用する第一条第三項の規定により支給される差額を含む。第三項及び第四項において同じ。）若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法（国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。）の規定若しくは第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 2 (略)  
日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入

第二百二十七条 日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この節において同じ。）に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)
- 四 出産育児一時金の支給
- 五・六 (略)
- 七 (新設)
- 八 (略)
- 九 家族出産育児一時金の支給
- 十 (新設)
- 十一 (略)

(他の医療保険による給付等との調整)

第二百二十八条 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法（国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。）の規定若しくは第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 2 (略)  
日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、埋葬料若しくは出産時一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による家族療養費（第四百四十条第二項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。次項において同じ。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費（第四百四十二条の二第三項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。次項、第六項及び第七項において同じ。）、家族埋葬料又は家族出産時一時金（第四百四十九条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。次項において同じ。）の支給に相当する給付を受けたときは、その限度において、行わない。

4 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族埋葬料又は家族出産時一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、埋葬料若しくは出産時一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 (略)

6 特別分娩費（第四百四十五条の二第四項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。次項において同じ。）の支給は、同一の出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による分娩費又は家族分娩費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

7 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による家族療養費（第四百四十条第二項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。次項において同じ。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給に相当する給付を受けたときは、その限度において、行わない。

4 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 (新設)  
(略)

6 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、特別療養費若しくは特別分娩費の支給は、同一の疾病若しくは負傷又は出産について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養若しくは療養費の支給又は分娩の手当を受けたときは、その限度において、行わない。

第三百三十四条 (略)

(分娩費)

第三百三十四条の二 日雇特例被保険者が、受給資格者票を第六十三條第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。第六項及び第七項、第三百三十七條第一項、第四百二十二條の二第一項、第四百四十四條第一項並びに第四百十五條の二第二項において同じ。)又は第九十八條の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、その分娩の手に要した費用について、分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されていなければならない。

3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

4 第一項の受給資格者票は、前項の規定による確認を受けたものでなければならない。

5 受給資格者票の様式、第三項の規定による確認その他受給資格者票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 保険者は、日雇特例被保険者が分娩の手当を受ける場合におい

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

第三百三十四条 (略)

(新設)

て第一項の規定による分娩費の支給を受けることが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所以外の者から分娩の手当を受けた場合において保険者がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、同条第二項の定め  
の例により算定した費用の額を基準として保険者が定める当該分娩の  
に要した費用に相当する金額を支給することができる。  
ただし、その額は、現に当該分娩の手当に要した費用の額を超える  
ことができない。

7 | 日雇特例被保険者が、第三項の規定による確認を受けないで、  
第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診  
療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助  
産所から分娩の手当を受けた場合において、保険者が、その確認  
を受けなかったことを緊急やむを得ない理由によるものと認める  
ときも、前項と同様とする。

(出産時一時金)

第百三十七条 日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しく  
は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項  
第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の分娩の手当  
を受け、出産したときは、出産時一時金として、第百一条第一項  
の政令で定める金額を支給する。

2 | 第百三十四条の二第二項の規定は、出産時一時金の支給につい  
て準用する。

(出産手当金)

第百三十八条 日雇特例被保険者が出産した場合において、その出  
産の日(出産の日が産後の予定日後であるときは、産後の予定日  
)の属する月の前四ヶ月間に通算して二十六日分以上の保険料がそ  
の者について納付されているときは、当該出産の日以前四十二日

(出産育児一時金)

第百三十七条 日雇特例被保険者が出産した場合において、その出  
産の日の属する月の前四ヶ月間に通算して二十六日分以上の保険料  
がその者について納付されているときは、出産育児一時金として  
、第百一条の政令で定める金額を支給する。

(新設)

(出産手当金)

第百三十八条 出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特  
例被保険者には、出産の日(出産の日が産後の予定日後であると  
きは、産後の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては  
、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において労務に服

(多胎妊娠の場合においては、九十八日) から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

2 (略)

第四百二十二条 (略)

(家族分娩費)

第四百二十二条の二 日雇特例被保険者の被扶養者が、受給資格者票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手当に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族分娩費の支給を受けるには、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六ヶ月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 第三百三十四条の二第三項から第五項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第六項及び第七項の規定は日雇特例被保険者の被扶養者に係る分娩の処置に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四百二十二条の二第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四百二十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

(家族出産時一時金)

第四百二十四条 日雇特例被保険者の被扶養者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所から健康保険の

さなかつた期間、出産手当金を支給する。

2 (略)

第四百二十二条 (略)

(新設)

(家族出産育児一時金)

第四百二十四条 日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する。

分娩の手当を受け、出産したときは、日雇特別被保険者に対し、家族出産時一時金として、第一百一条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 第四百四十二条の二第二項の規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

(削る)

(特別療養費)

第四百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月（月の初日に該当するに至った者については、二月。第五項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特別施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特別介護予防サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 (略)

2 日雇特別被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前二箇月に通算して二十六日以上又は当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特別被保険者について、納付されていなければならない。

3 家族出産育児一時金の額は、第一百一条の政令で定める金額とする。

(特別療養費)

第四百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月（月の初日に該当するに至った者については、二月。第五項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特別施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特別介護予防サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 (略)

二 一月間に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月から六月までの間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（前に二回以上において日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳）に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなった日又は第二百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

258 (略)

(特別分娩費)

第四百四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月（月の初日に該当するに至った者については、四月。次項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別分娩費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所又は第九十八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる助産所のうち自己の選定するものに提出して、そのものから分娩の手当を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その分娩の手に要した費用について、特別分娩費を支給する。ただし、当該分娩の手につき、分娩費（第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。）又は家族分娩費（第四百四十二条の二第三項において準用する第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。）の支給

二 一月間に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月ないし六月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（前に二回以上において日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳）に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなった日又は第二百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

258 (略)

(新設)



を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二 継続する四月間に通算して二十六日分以上（被扶養者の出産に係るものであるときは一月間に若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月から六月までの間に通算して七十八日分以上）の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（前に二回以上において日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳）に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなった日又は第二百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後、日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

2| 特別分娩費受給票は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して五月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

3| 特別分娩費受給票の様式及び交付その他特別分娩費受給票に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4| 第三百三十四条の二第六項及び第七項の規定は、第一項の日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項の規定による確認」とあり、及び「その確認」とあるのは、「特別分娩費受給票の交付」と読み替えるものとする。

（日雇特例被保険者とならないこととなった場合）

第四百四十六条 特別療養費又は特別分娩費（前条第四項において準

第四百四十六条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第

用する第二百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第四百四十八条において同じ。）の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなった日以後、日雇特例被保険者が第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

(受給方法)

第四百四十八条 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費（第二百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、傷病手当金、埋葬料、出産時一時金（次条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費（第四百四十二条の二第三項において準用する第二百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、家族埋葬料、家族出産時一時金（次条において準用する第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）、特別療養費又は特別分娩費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

(準用)

第四百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第九十七条第二項	(略)
第九十八条の二第二項	分娩費及び特別分娩費の支給

二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなった日以後、日雇特例被保険者が第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

(受給方法)

第四百四十八条 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

(準用)

第四百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第九十七条第二項	(略)
(新設)	(新設)

第九十八條の二三項、第四項及び第六項から第九項まで	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費の支給
第九十八條の三、第九十八條の四、第九十八條の十第一項、第九十八條の十三、第九十八條の十九から第九十八條の二十一まで並びに第九十八條の五において準用する第七十條第一項及び第七十二條第一項	分娩費、家族分娩費及び特別分娩費に係る分娩の手当
第九十八條の二十二及び第九十八條の二十三	分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給
第九十一條第二項から第七項まで	出産時一時金及び家族出産時一時金の支給
(略)	(略)
第九十一條第二項	(略)
第九十二條の二第二項	家族分娩費の支給
(略)	(略)

(出産交付金)

第二百五十二條の二 分娩費（第九十八條の第二十項（第九十八條の二十四第二項において準用する場合を含む。）及び第三百三十四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。）、出産時一時金（第九十一條第三項（第九十六條第二項及び第三百四十九條において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第九十二條の五において同じ。）、家族分娩費（第九十二條の二三項において準用する第九十八條の第二十項及び第三百四十二條の二三項において準用する第三百三十四條の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
第九十一條第二項	(略)
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

(出産育児交付金)

第二百五十二條の二 出産育児一時金及び家族出産育児一時金（第九十二條の四及び第三百五十二條の五において「出産育児一時金等」という。）の支給に要する費用（第九十一條の政令で定める金額に係る部分に限る。第九十二條の四において同じ。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四條の四第一項の規定により基盤機構が保険者に対して交付する出産育児交付金をもって充てる。

含む。)、家族出産時一時金(第百四十四条第二項及び第百四十九条において準用する第百一条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この条及び第百五十二条の五において同じ。)、及び特別分娩費(第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。)(第百五十二条の四及び第百五十二条の五において「分娩費等」という。)、の支給に要する費用(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第百一条第一項及び第六項(第百六条第二項、第百十四条第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。第百五十二条の五において同じ。))の政令で定める金額に係る部分に限る。第百五十二条の四において同じ。))の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により基盤機構が保険者に対して交付する出産交付金をもって充てる。

#### (出産交付金の額)

第百五十二条の三 前条に規定する出産交付金の額は、当該年度の概算出産交付金の額とする。ただし、前々年度の概算出産交付金の額が同年度の確定出産交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産交付金の額からその超える額と超える額に係る出産交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産交付金の額が同年度の確定出産交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産交付金の額にその満たない額とそれの満たない額に係る出産交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項ただし書の出産交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。))とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県)の全てに係る概算出産交付金の額と確定出産交付金の

#### (出産育児交付金の額)

第百五十二条の三 前条に規定する出産育児交付金の額は、当該年度の概算出産育児交付金の額とする。ただし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超えるときは、当該年度の概算出産育児交付金の額からその超える額と超える額に係る出産育児交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とそれの満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項ただし書の出産育児交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者(国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。))とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県)の全てに係る概算出産育児交付金の額と確定出

額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算出産交付金)

第五十二条の四 前条第一項の概算出産交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る分娩費等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の三第一項の出産支援金率(次条において単に「出産支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

(確定出産交付金)

第五十二条の五 第五十二条の三第一項ただし書の確定出産交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る分娩費等の支給に要した費用(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要した費用については、第一百一条第一項及び第六項の政令で定める金額に係る部分に限る。)の額に同年度における出産支援金率を乗じて得た額とする。

(準用)

第五十二条の六 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(保険料率)

第六十条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものと

育児交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算出産育児交付金)

第五十二条の四 前条第一項の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の三第一項の出産育児支援金率(次条において単に「出産育児支援金率」という。)を乗じて得た額とする。

(確定出産育児交付金)

第五十二条の五 第五十二条の三第一項ただし書の確定出産育児交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用(第一百一条の政令で定める金額に係る部分に限る。)の額に同年度における出産育児支援金率を乗じて得た額とする。

(準用)

第五十二条の六 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(保険料率)

第六十条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものと

する。

一 (略)

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等に要する費用の予想額（第百五十二条の二に規定する出産交付金の額、第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第七十三条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三 (略)

4 5 17 (略)

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者、指定助産所等その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用して厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めはならない。

2 5 6 (略)

（資料の提供）

第百九十九条 (略)

2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号、第八十八条第一項又は第九十八条の二第一項第一号の指定に関し必要があると認め

する。

一 (略)

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等に要する費用の予想額（第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第七十三条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三 (略)

4 5 17 (略)

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用して厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めはならない。

2 5 6 (略)

（資料の提供）

第百九十九条 (略)

2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る開設

るときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(基盤機構等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第八十八条第十一項(第一百一十一条第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)、第九十八条の二第八項(第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)、及び第一百一条第五項(第一百六条第二項、第一百四十四条第二項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)、に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務(第七十六条第五項、第八十八条第十一項、第九十八条の二第八項及び第一百一条第五項に規定する事務を除く。)

二・三 (略)

第二百五十五条 医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第六十条第一項(第一百四十九条において準用する場合を含む。)(の規定により、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(基盤機構等への事務の委託)

第二百五条の四 保険者は、第七十六条第五項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第五項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、及び第八十八条第十一項(第一百一十一条第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。)(の規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務(第七十六条第五項及び第八十八条第十一項に規定する事務を除く。)

二・三 (略)

第二百五十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第六十条第一項(第一百四十九条において準用する場合を含む。)(の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

(病床転換支援金の経過措置)

第四条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七条の二第三項中「並びに同法」とあるのは、「同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法」と、第五十一条中「及び第七十三条」とあるのは、「病床転換支援金等及び第七十三條」と、次条の規定により読み替えられた第五十四條第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」と、第五十五條第一項及び第六十條第三項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、同条第十四項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第七十三條第一項及び第七十六條中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

(削る)

(郵政会社等に関する経過措置)

附 則

(病床転換支援金の経過措置)

第四条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七条の二第三項中「並びに同法」とあるのは、「同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法」と、第五十一条中「及び第七十三条」とあるのは、「病床転換支援金等及び第七十三條」と、附則第五条の規定により読み替えられた第五十四條第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」と、第五十五條第一項及び第六十條第三項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、同条第十四項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第七十三條第一項及び第七十六條中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

(令和六年度及び令和七年度の概算出産育児交付金及び確定出産育児交付金の額の算定の特例)

第四条の三 令和六年度及び令和七年度においては、第五十二条の四及び第五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

(郵政会社等に関する経過措置)



第十条 国家公務員共済組合法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者又は指定助産所の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第六十五条 第三項第六号	(略)	(略)
-----	-----------------	-----	-----

第十条 国家公務員共済組合法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第六十五条 第三項第五号	高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
-----	-----------------	-----------------	--

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第三条関係）【公布日、令和八年八月一日又は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不正利得の徴収等） 第四十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>（療養の給付） 第五十三条（略）</p> <p>2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 一部保険外療養（健康保険法第六十三条第二項第六号に規定する一部保険外療養をいう。以下同じ。）</p> <p>3 七 （略）</p> <p>（保険外併用療養費） 第六十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところ</p>	<p>（不正利得の徴収等） 第四十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>（療養の給付） 第五十三条（略）</p> <p>2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 七 （略）</p> <p>（保険外併用療養費） 第六十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところ</p>

により、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二・三 (略)

3 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険

により、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）次項において「保険外併用療養費算定額」という。）からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二・三 (略)  
(新設)

法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定め  
の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した  
費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）か  
ら同号ロの規定による厚生労働大臣の定め例により算定した  
額を控除した額

二 前号に掲げる額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分  
に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に  
係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる  
措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場  
合の額）

4 | 前二項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険  
外併用療養費の額については、健康保険法第八十六条第二項第一  
号又は第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定め例によ  
り算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を  
超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この項及び  
第六項において「保険外併用療養費算定額」という。）（保険医  
療機関等から一部保険外療養を受ける場合（当該一部保険外療養  
と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含  
む。）にあつては、保険外併用療養費算定額から同号ロの規定に  
よる厚生労働大臣の定め例により算定した額を控除した額）と  
する。ただし、当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外  
併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額とし、当  
該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額  
及び入院時生活療養費算定額の合算額とする。

5 | 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第  
六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十  
四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項  
から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、  
患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養並びにこれらに伴う  
保険外併用療養費の支給について準用する。

6 | 第五十六条の規定は、前項の規定により準用する第六十一条第

3 | 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険外  
併用療養費の額については、保険外併用療養費算定額（当該療養  
に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入  
院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれる  
ときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額  
の合算額。以下「算定費用額」という。）とする。

4 | 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第  
六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十  
四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項  
から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、  
患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費  
の支給について準用する。

5 | 第五十六条の規定は、前項の規定により準用する第六十一条第

四項の場合において保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。第六十六条第四号において「算定費用額」という。）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

#### 第六十四条（略）

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合より算定した額を控除した額）から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

#### 3（略）

4 前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項又は第三項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（家族療養費）

四項の場合において算定費用額から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

#### 第六十四条（略）

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

#### 3（略）

4 前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（家族療養費）

第七十六条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下この号において同じ。)(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。))にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定め(例により算定した額を控除した額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 一 (略)

二 三 (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十八条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。)にあつては第六十三条第二項第一号の費用の額の算定、保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。)にあつては同条第三項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第六十一条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第六十二条第二項の費用の額の算定の例による。

4・5 (略)

第七十六条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 一 (略)

二 三 (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十八条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第六十三条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第六十一条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第六十二条第二項の費用の額の算定の例による。

4・5 (略)

6 第五十三条第一項、第二項及び第六項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

7 (略)

(高額療養費)  
第八十三条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(基盤機構等への事務の委託)

第五十三条の十 協会は、第五十九条（第七十六条第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務を除く。）

二・三 (略)

6 第五十三条第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

7 (略)

(高額療養費)  
第八十三条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(基盤機構等への事務の委託)

第五十三条の十 協会は、第五十九条（第七十六条第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務を除く。）

二・三 (略)

○ 船員保険法（抄）（第四条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付</p> <p>第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）</p> <p>第一款の二 分娩費の支給（第六十八条の二―第六十八条の四）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 出産時一時金及び出産手当金の支給（第七十三条―第七十五条）</p> <p>第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族葬祭料及び家族出産時一時金の支給（第七十六条―第八十二条）</p> <p>第五款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付</p> <p>第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条―第七十五条）</p> <p>第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給（第七十六条―第八十二条）</p> <p>第五款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康</p>



保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者、指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者又は分娩取扱保険医療機関(同法第五十八条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは指定助産所(同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)から分娩の手当を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

2 第二十八条の二 (略)  
(被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険

保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

2 第二十八条の二 (略)  
(被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険

者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十三条第六項（第七十六条第六項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十五条第三項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第二項又は第七十九条の二第一項の確認を受けることができる。

（保険給付の種類）

第二十九条 この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
  - 一の二 分娩費の支給
  - 二・三 (略)
  - 四 出産時一時金の支給
  - 五・六 (略)
  - 六の二 家族分娩費の支給
  - 七 (略)
  - 八 家族出産時一時金の支給
  - 九 (略)
- 2 (略)

（他の法令による保険給付との調整）

第三十三条 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。次項及び第五項において同じ。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費（第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第五項、第四十九条第二項、第六十六条第一項、第一百二十二条の二第一項及び第四百四十二条第一項において同じ。）

者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十三条第六項（第七十六条第六項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項又は第六十五条第三項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（保険給付の種類）

第二十九条 この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
  - (新設)
  - 二・三 (略)
  - 四 出産育児一時金の支給
  - 五・六 (略)
  - (新設)
  - 七 (略)
  - 八 家族出産育児一時金の支給
  - 九 (略)
- 2 (略)

（他の法令による保険給付との調整）

第三十三条 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。次項及び第五項において同じ。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法の規定（同法第五章の規定を除く。）によりこれらに相当する給付を受けることができる。

〔一〕、傷病手当金、葬祭料、出産時一時金（第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第六十六条第一項、第一百二十二条第二項及び第四百二十二条第一項において同じ。）若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法の規定（同法第五章の規定を除く。）によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2  
2  
4  
（略）

5 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族分娩費（第七十九条の二第三項において準用する第六十八条の二第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。次項、第四十九条第二項、第一百二十二条の二第一項及び第四百二十二条第一項において同じ。）の支給は、同一の疾病若しくは負傷又は出産について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養若しくは療養費の支給又は分娩の手当を受けたときは、その限度において、行わない。

6 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族葬祭料又は家族出産時一時金（第八十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定により支給される差額を含む。第一百二十二条の二第一項及び第四百二十二条第一項において同じ。）の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費（同法第三百四十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）、埋葬料若しくは出産時一時金（同法第四百九十九条において準用する同法第一百条第三項の規定により支給される差額を含む。）の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

7  
（略）

場合には、行わない。

2  
2  
4  
（略）

5 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

6 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

7  
（略）

(不正利得の徴収等)  
第四十七条 (略)

2 (略)

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払若しくは第六十一条第四項(第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第七十六条第四項の規定による支払、第六十五条第六項(第七十八条第三項において準用する場合を含む。))の規定による支払又は第六十八条の二第三項(第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第七十三条第二項(第八十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(診療録の提示等)

第四十九条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当又は分娩の手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、分娩費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族分娩費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤、指定訪問看護又は分娩の手当の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させ

(不正利得の徴収等)  
第四十七条 (略)

2 (略)

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項(第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)(第六十五条第六項(第七十八条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(診療録の提示等)

第四十九条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

ることができる。  
3・4 (略)

第一款の二 分娩費の支給

(分娩費)

第六十八条の二 被保険者又は被保険者であった者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条、第六十八条の四、第七十三条及び第七十四条において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。)又は次に掲げる助産所(以下「指定助産所等」という。)のうち、自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

一 指定助産所

二 船員保険の被保険者に対して分娩の手当を行う助産所であつて、協会が指定したもの

2| 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額とする。

3| 被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であった者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき分娩の手当に要した費用について、分娩費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うことができる。

4| 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者

3・4 (略)

(新設)

(新設)

であつた者に対し分娩費の支給があつたものとみなす。

5 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 健康保険法第九十八条の二第七項から第九項まで、第九十八条の四、第九十八条の十九及び第九十八条の二十の規定は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から受けた分娩の手当及びこれに伴う分娩費の支給について準用する。

7 協会は、被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において協会がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として協会が定める当該分娩の手に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現に当該分娩の手に要した費用の額を超えない。

8 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことにより第一項の規定による分娩費の支給（前項の規定による分娩の手に要した費用に相当する金額の支給を含む。）を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日から六月以内に出産したこと及び被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日。以下この項において同じ。）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であつた期間（第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「被保険者であつた期間」という。）が、その資格を喪失した日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第六十九条第六項、第七十三条第七項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」

という。)であることを要する。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第六十八條の三 指定助産所又は健康保険法第九十八條の四に規定する登録助産師が船員保険の分娩の手当を担当し、又は当該分娩の手当に当たたる場合の準則については、同法第九十八條の十第一項及び第九十八條の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3 第六十八條の二第一項第二号に掲げる助産所において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八條の十第一項及び第九十八條の十三第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、前項の規定による厚生労働省令の例による。

4 第五十四條の規定は、分娩取扱保険医療機関及び保険医(医師であるものに限る。)が行う船員保険の分娩の手当について準用する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは、「健康保険法第九十八條の五において準用する同法」と読み替えるものとする。

5 第五十三條第六項第二号に掲げる病院又は診療所(分娩を取り扱うものに限る。)において行われる船員保険の分娩の手当に関する準則については、健康保険法第九十八條の五において準用する同法第七十條第一項及び第七十二條第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、前項において準用する第五十四條第二項の規定による厚生労働省令の例による。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

(新設)

第六十八条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする被保険者又は被保険者であった者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(傷病手当金)

第六十九条 (略)

255 (略)

6 被保険者であった者がその資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関し第一項の規定によりその資格を喪失した後の期間に係る傷病手当金の支給を受けるには、被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

7 (略)

第三款 出産時一時金及び出産手当金の支給

(出産時一時金)

第七十三条 被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から船員保険の分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 被保険者又は被保険者であった者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十八条の二第一項の規定による分娩費

(新設)

(傷病手当金)

第六十九条 (略)

255 (略)

6 被保険者であった者がその資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関し第一項の規定によりその資格を喪失した後の期間に係る傷病手当金の支給を受けるには、被保険者の資格を喪失した日(疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)前における被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)であった期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上(第七十三条第二項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。)であることを要する。

7 (略)

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給

(出産育児一時金)

第七十三条 被保険者又は被保険者であった者(後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。)が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

(新設)



に係る分娩の手当を受けたときは、協会は、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その被保険者又は被保険者であつた者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する額に限る。次項及び第五項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その被保険者又は被保険者であつた者が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

（新設）

3 協会は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者又は被保険者であつた者に支給するものとする。

（新設）

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

（新設）

5 協会は、第二項の規定による出産時一時金の支払をするときは、当該支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（第十二条の二第一項及び第五十三条の十第一項において「基盤機構」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第五十三条の十第一項において「国保連合会」という。）に委託することができる。

（新設）

6 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金とし

て、政令で定める金額を支給することができる。

7 被保険者であった者がその資格を喪失した日後に出産したことにより第一項又は前項の規定による出産時一時金の支給を受けるには、被保険者であった者がその資格を喪失した日から六月以内に出産したこと及び被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

8 前各項に定めるもののほか、出産時一時金の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族葬祭料及び家族出産時一時金の支給

第七十九条 (略)

(家族分娩費)

第七十九条の二 被扶養者が、厚生労働省令で定めるところにより、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被扶養者であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、被保険者に対し、その分娩の手に要した費用について、家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手につき第六十八条の二第二項の算定の例により算定した費用の額とする。

3 第六十八条の二第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手に要した費用に相当する金額の支給について、第六十八条の三及び第六十八条の四の規定は家族分娩費に係る分娩の手について、それぞれ準用する。

(家族出産時一時金)

第八十一条 被扶養者が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等

2 被保険者であった者がその資格を喪失した日後に出産したことにより前項の規定による出産育児一時金の支給を受けるには、被保険者であった者がその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

(新設)

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

第七十九条 (略)

(新設)

(家族出産育児一時金)

第八十一条 被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金とし

から船員保険の分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、被保険者に対し、第七十三条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 第六十八条の四の規定は家族出産時一時金に係る分娩の手当について、第七十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は家族出産時一時金の支給について、それぞれ準用する。

第六十六条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、傷病手当金、出産時一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。ただし、第一号に該当する場合には第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給（船員法第四十七条第一項及び第二項に規定する送還を受けることができる場合（同条第四項の規定による請求がされた場合にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の職務外の負傷又は疾病につき被保険者又は被保険者であつた者に故意のある場合に限る。）を除く。）を除くものとし、第二号及び第三号に該当する場合には傷病手当金、出産手当金及び休業手当金の支給（厚生労働省令で定める場合を除く。）を除くものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

2 第一百十二条 (略)  
(国庫負担)

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。））、介

て、被保険者に対し、第七十三条第一項の政令で定める金額を支給する。

(新設)

第六十六条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。ただし、第一号に該当する場合には第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給（船員法第四十七条第一項及び第二項に規定する送還を受けることができる場合（同条第四項の規定による請求がされた場合にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の職務外の負傷又は疾病につき被保険者又は被保険者であつた者に故意のある場合に限る。）を除く。）を除くものとし、第二号及び第三号に該当する場合には傷病手当金、出産手当金及び休業手当金の支給（厚生労働省令で定める場合を除く。）を除くものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

2 第一百十二条 (略)  
(国庫負担)

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。））

護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（出産交付金）

第百十二条の二 分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に要する費用（出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第七十三条第一項及び第六項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により基盤機構が協会に対して交付する出産交付金をもって充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（疾病保険料率）

第百二十一条（略）

2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額（第百十二条の二第一項に規定する出産交付金の額を除く。）

、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（出産育児交付金）

第百十二条の二 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（第二百五十三条の十第一項において「基盤機構」という。）が協会に対して交付する出産育児交付金をもって充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（疾病保険料率）

第百二十一条（略）

2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額（第百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金の額を除く。）

二・三 (略)  
3 (略)

(時効)

第四百十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費、傷病手当金、葬祭料、出産時一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族葬祭料、家族出産時一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 (略)

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第四百十三条の二 厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者、指定助産所等その他の船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。)を利用してする者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めはならない。

2 (略)

(基盤機構等への事務の委託)

第五十三条の十 協会は、第五十九条(第七十六条第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第六十一条第

二・三 (略)  
3 (略)

(時効)

第四百十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 (略)

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第四百十三条の二 厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。)を利用してする者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めはならない。

2 (略)

(基盤機構等への事務の委託)

第五十三条の十 協会は、第五十九条(第七十六条第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第六十一条第

七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項、第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項、第六十八条の二第六項（第七十九条の二第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国保連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項、第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項、第六十八条の二第六項において準用する同法第九十八条の二第八項並びに第七十三条第五項（第八十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する事務を除く。）

2 二・三（略）

第百六十一条（略）

2（略）

3 医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十九条第一項の規定により報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基盤機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第五項において準用する健康保険法第七十六条第五項並びに第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する同法第八十八条第十一項に規定する事務を除く。）

2 二・三（略）

第百六十一条（略）

2（略）

3 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十九条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第八条  
削除

第八条 令和六年度及び令和七年度においては、第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第五条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、令和九年四月一日又は令和十年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(国、都道府県及び市町村の責務)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第十一条第二項、第五十条の三第一項、第二項及び第五項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十一项第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(資格喪失の時期)</p> <p>第八条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は第六条第十一号に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日に他の都道府県の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。</p> <p>2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、<u>第六条第一号から第十号までのいずれかに該当するに至つた日から、その資格を喪失する。</u></p> <p>(届出等)</p>	<p>(国、都道府県及び市町村の責務)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第十一条第二項、第五十条の三第一項、第二項及び第四項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十项第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(資格喪失の時期)</p> <p>第八条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日に他の都道府県の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。</p> <p>2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、<u>第六条第九号又は第十号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。</u></p> <p>(届出等)</p>



第九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の二第三項(第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

4 5 7 (略)

(資格喪失の時期)

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなった日の翌日又は第六条第十号に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなったことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

(療養の給付)

第三十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 5 (略)

六 一部保険外療養(健康保険法第六十三条第二項第六号に規定

第九条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の二第三項(第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

4 5 7 (略)

(資格喪失の時期)

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなった日の翌日又は第六条各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなったことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

(療養の給付)

第三十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 5 (略)

(新設)

3 する一部保険外療養をいう。以下同じ。）  
(略)

(保険外併用療養費)

第五十三条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一〇三 (略)

3 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額から第二号に規定する額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該控除した額及び前項第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該控除した額及び同項第三号に規定する額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定め  
の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した  
費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とす  
る。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定め  
の例により算定した額を控除した額

3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十三条 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一〇三 (略)

(新設)

二 前号に掲げる額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）

4 第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項まで並びに健康保険法第六十四条の規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第四十二条の二の規定は、前項において準用する第五十二条第三項の場合において当該療養につき第二項又は第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第五十四条（略）

2 （略）

3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から健康保険法第八十六条第三項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの場合より算定した額を控除した額）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第四十二条の二の規定は、前項において準用する第五十二条第三項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

第五十四条（略）

2 （略）

3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、市町村又は組合が定める。

から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、市町村又は組合が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条の二第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項又は第三項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(特別療養費)

第五十四条の三 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第五項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けられることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第五項及び第六項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条の二第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(特別療養費)

第五十四条の三 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けられることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは

、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第五項及び第六項において同じ。）の支給（次項及び第六項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に對し、特別療養費を支給する。

2・3 (略)

4 | 特別療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）を控除した額

イ 療養の給付を受けることができる場合 健康保険法第七十条第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ロ 第五十三条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

ハ 第五十三条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十六

、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に對し、特別療養費を支給する。

2・3 (略)

(新設)

条第三項第一号イの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から同号ロの規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した額を控除した額

二 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

7 | 5 |  
5・6 (略)

第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条並びに健康保険法第六十四条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 | 4 |  
4・5 (略)

健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第八十六条第二項第一号」とあるのは「療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働

8 | 10 | (略)

(高額療養費)

第五十七条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項(第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 (略)

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四

7 | 9 | (略)

(高額療養費)

第五十七条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項(第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 (略)

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四

条の三第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）及び第五十八条第一項の規定による事務を行うものとする。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2・3 (略)

(組合に対する補助)

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付等に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（第六項において「療養の給付等に要する費用等」という。）について、次の各号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額に組合の財政力を勘案して百分の十三

条の三第一項、第二項、第四項、第七項及び第八項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第五十八条第一項の規定による事務を行うものとする。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2・3 (略)

(組合に対する補助)

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付等に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額に組合の財政力を勘案して百分の十三



から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号の申出をして又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ (略)

二 (略)

25 (略)

6 国は、組合が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該組合に対し、療養の給付等に要する費用等について、同項第一号イに掲げる額及び同号ロに掲げる額の合算額に当該組合の財政力を勘案して百分の十以上百分の十三未満の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額並びに特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額の合算額を補助することができる。

一 組合の財政力が政令で定める基準に該当すること。

二 組合の財政運営の状況が政令で定める基準に該当すること。

三 組合の被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況が政令で定める基準に該当すること。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による補助をする

から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ (略)

二 (略)

25 (略)

(新設)

(新設)

場合について準用する。この場合において、第二項中「前項第二号」とあるのは「第六項」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の十三」と、第三項中「対する第一項」とあるのは「対する第六項」と、「同項第一号イ」とあるのは「第一項第一号イ」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項」と、第五項中「前項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する前項」と、「第三項」とあるのは「第七項において読み替えて準用する第三項」と読み替えるものとする。

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

（財政安定化基金）

第八十一条の二 （略）

2 （略）

3 都道府県は、前項の規定による取崩し及び繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるとこ

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

（財政安定化基金）

第八十一条の二 （略）

2 （略）

（新設）

るにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

4 都道府県は、前二項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

5 都道府県は、第二項又は第三項の規定による取崩し及び繰入れを行う場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

6・7 (略)

8 都道府県は、政令で定めるところにより、第六項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

9・10 (略)

11 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計

3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

5・6 (略)

7 都道府県は、政令で定めるところにより、第五項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

8・9 (略)

10 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計

額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）  
（特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第四項の規定による繰入金及び第八項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業対象費用額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に負担した国民健康保険給付費等交付金の交付に要した費用の額（療養の給付等に要した費用の額に係るものに限る。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第四項の規定による繰入金及び財政安定化基金繰入金の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

## 第八十二条（略）

### 2（略）

14 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項）において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関し、

額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）  
（特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び第七項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業対象費用額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に負担した国民健康保険給付費等交付金の交付に要した費用の額（療養の給付等に要した費用の額に係るものに限る。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び財政安定化基金繰入金の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

## 第八十二条（略）

### 2（略）

14 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項）において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関し、

国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。)

二 (略)

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。 )の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 5 4 (略)

(連合会又は機構への事務の委託)

第一百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。 )に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は機構に委託することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第一百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。 )及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。 )、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。 )、第五十四条の二の二(第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。 )、第五十四条の二の三第一項(第五十

国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。)

二 (略)

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。 )の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 5 4 (略)

(連合会又は機構への事務の委託)

第一百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。 )に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は機構に委託することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第一百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。 )及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。 )、第四十五条の二第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。 )、第五十四条の二の二(第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。 )、第五十四条の二の三第一項(第五十

四條の三第七項において準用する場合を含む。)並びに第百十四條の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第百十九條の二 第十七條第一項及び第三項(第二十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十四條の四、第二十四條の五、第二十五條第一項、第二十七條第二項及び第四項、第三十二條第二項、第三十二條の二第二項、第三十二條の七第一項及び第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の十二、第四十一條第一項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五條の二第四項、第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。)、第四十五條第三項並びに第四十五條の二第一項及び第五項(これらの規定を第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。)、第五十四條の二の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項(これらの規定を第五十四條の二の三第一項及び第三項を含む。)、第八十條第一項、第八十八條並びに第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第百七條(第二号に係る部分に限る。)及び第百八條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百二十一条 (略)

2 第四十五條第七項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項

四條の三第六項において準用する場合を含む。)並びに第百十四條の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第百十九條の二 第十七條第一項及び第三項(第二十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十四條の四、第二十四條の五、第二十五條第一項、第二十七條第二項及び第四項、第三十二條第二項、第三十二條の二第二項、第三十二條の七第一項及び第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の十二、第四十一條第一項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五條の二第四項、第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。)、第五十四條の二の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項(これらの規定を第五十四條の二の三第一項及び第三項を含む。)、第八十條第一項、第八十八條並びに第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第百七條(第二号に係る部分に限る。)及び第百八條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百二十一条 (略)

2 第四十五條第七項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項

、第五十三條第四項及び第五十四條の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者若しくはこれを行つていた者又は指定法人の役員、職員若しくはこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

#### 附則

##### (病床転換支援金の経過措置)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び同条第二項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の二第十一項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

、第五十三條第三項及び第五十四條の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者若しくはこれを行つていた者又は指定法人の役員、職員若しくはこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

#### 附則

##### (病床転換支援金の経過措置)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

改正案	現行
<p>第九條（届出等）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六條第三項本文（第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二第三項（第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。）又は第五十四條の五第一項の確認を受けることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>（療養の給付）</p> <p>第三十六條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（保険医療機関（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）又は同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者、第五十四條の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者又は分娩<sup>べん</sup>取扱保険医療機関（同法第五十八條第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下同じ。）</p>	<p>第九條（届出等）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六條第三項本文（第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第四項及び第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二第三項（第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。）又は第五十四條の二第三項（第五十四條の三第七項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>（療養の給付）</p> <p>第三十六條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四條の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第</p>



(若しくは指定助産所(同法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。))から分娩の手当を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。))を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に提供し、当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)(により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

#### 第五十四条の四 (略)

(分娩費)

第五十四条の五 市町村及び組合は、被保険者が、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、自己の選定する分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その分娩の手当に要した費用について、分娩費を支給する。

2 分娩費の額は、当該分娩の手当につき健康保険法第九十八条の

二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。))を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)(により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

#### 第五十四条の四 (略)

(新設)

- 二第二項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額とする。
- 3| 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき分娩の手に要した費用について、分娩費として当該世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。
- 4| 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し分娩費の支給があつたものとみなす。
- 5| 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、分娩の手に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
- 6| 市町村及び組合は、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所から分娩の手に要した費用（分娩費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額を限度とする。第八項において同じ。）の請求があつたときは、第二項に規定する額の算定方法並びに次条第一項及び第二項に規定する準則並びに同条第三項において準用する第四十条に規定する準則に照らして審査した上、支払うものとする。
- 7| 第四十五条第五項から第七項までの規定は、前項の規定による審査及び支払について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 8| 前各項に規定するもののほか、分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の分娩の手に要した費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 9| 市町村及び組合は、被保険者が分娩の手に受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所以外の者について分娩の手に受けた場合において市町村又

は組合がやむを得ないものと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として市町村又は組合が定めるその分娩の手に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手に要した費用の額を超えることができない。

10| 被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けずに分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手に要した費用において、市町村及び組合が、当該確認を受けなかつたことを、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

(分娩取扱保険医療機関等及び指定助産所等の責務)

第五十四条の六 指定助産所又は登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下同じ。)が、国民健康保険の分娩の手に担当し、又は当該分娩の手に当たたる場合の準則については、同法第九十八条の十第一項及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2| 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

3| 第四十条の規定は、分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手に従事する保険医(分娩の手に従事する医師であるものに限る。次条及び第五十四条の八において同じ。)が、国民健康保険の分娩の手に担当し、又は当該分娩の手に当たたる場合の準則について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第五十四条の七 分娩取扱保険医療機関及び指定助産所並びにこれらにおいて分娩の手に従事する保険医及び登録助産師は、国民健康保険の分娩の手に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の

(新設)

(新設)

指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、分娩の手段に関する学識経験者その関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の報告等)

第五十四条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、分娩費に係る分娩の手段に関して必要があると認めるときは、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医、登録助産師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項及び前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第四十五条の二第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につきこの法律による分娩の手段に関する必要があると認めるとき、又は第九十八条の十五の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは登録助産師につきこの法律による分娩の手段に関する健康保険法第八十一条若しくは第九十八条の十六の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(新設)

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第五十四条の九 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について分娩の手当を受けようとする被保険者に対し、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所において行われる分娩費及び出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(健康保険法の準用)

第五十四条の十 健康保険法第九十八条の四及び第九十八条の十七第一項の規定は、国民健康保険の分娩の手当について準用する。この場合において、これらの規定に関して必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出産時一時金)

第五十四条の十一 市町村及び組合は、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について国民健康保険の分娩の手当を受け、出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給する。

2 被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について第五十四条の五第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対し、前項の出産時一時金(当該世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用(同条第三項の規定により支払われる額に相当する額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する額に限る。次項及び第六項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、当該世帯

(新設)

(新設)

(新設)

の世帯主又は組合員が当該分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 市町村及び組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その差額を被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関又は指定助産所は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

5 市町村及び組合は、被保険者が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、市町村及び組合がやむを得ない事情があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める金額を支給することができる。

6 第四十五条第五項の規定は、第二項の規定による出産時一時金の支払について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による審査及び支払」とあるのは、「第五十四条の十一第二項の規定による支払」と読み替えるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、出産時一時金の支給に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(他の法令による医療に関する給付等との調整)

第五十六条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第五項において同じ。)、地方公務員

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第五十六条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法若しくは

等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の法律において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

2  
2 4 (略)

5 分娩費（第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手に要した費用に相当する金額を含む。第七十五条の五第一項、第八十五条の三第一項、第八十七条、第八十九条及び第二百二十一条第二項を除き、以下同じ。）又は出産時一時金（第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。第八十五条の三第一項を除き、以下同じ。）の支給は、被保険者の当該出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合（健康保険法第九十八条の二十四第一項に規定する分娩費又は同法第六条第一項に規定する出産時一時金については、これらの給付を受けた場合に限る。）には、行わない。これらの法令以外の法令により国又は地方公共団体の負担においてそれぞれの給付に相当する給付が行われたときも、同様とする。

6 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が分娩費又は出産時一時金に相当する額の支給である場合において、これら

高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の法律において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

2  
2 4 (略)

(新設)

(新設)

の支給額が、当該出産につきこの法律による分娩費又は出産時一時金の支給をすべきものとした場合における分娩費又は出産時一時金の額に満たないときは、その差額を当該被保険者に支給しなければならぬ。

7 前項の場合において、被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所について当該分娩の手当を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うべき当該出産に要した費用を、当該被保険者に代わって分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に支払うことができる。

8 前項の規定により分娩取扱保険医療機関又は指定助産所に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対して第六項の規定による支給が行われたものとみなす。

(世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等)

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項若しくは第六項の規定による差額の支給、療養費の支給、第五十四条の五第九項又は第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給及び第五十四条の十一第五項の規定による出産時一時金の支給に関しては、当該疾病、負傷又は出産が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項若しくは第六項の規定による差額、療養費又は第五十四条の五第九項若しくは第十項の規定による分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給するものとする。

第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は

(新設)

(新設)

(世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等)

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし



は一部を行わないことができる。

2・3 (略)

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）又は分娩費若しくは出産時一時金の支給は、行わない。

一・二 (略)

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項若しくは第六項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合において、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2・3 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 市町村及び組合は、保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払若しくは第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用

、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2・3 (略)

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。

一・二 (略)

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2・3 (略)

(不正利得の徴収等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五

する場合を含む。)の規定による支払、第五十四条の二第五項の規定による支払又は第五十四条の五第三項若しくは第五十四条の十一第二項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第五十四条の四第一項、第五十四条の五第一項、第九項及び第十項、第五十四条の十一第一項、第三項及び第五項、第五十五条第一項、第五十六条第二項及び第六項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 (略)

(国の負担)

第六十九条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して国民健康保険の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支学金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支学金等」

項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

(市町村による保険給付に係る事務の範囲)

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項並びに第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に対し、行うものとする。

2 (略)

(国の負担)

第六十九条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して国民健康保険の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支学金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支学金等」

という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

#### （出産交付金）

第七十三条の二 分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用（出産時一時金の支給に要する費用については、健康保険法第百一条第一項の政令で定める金額（第五十四条の十一第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）及び同条第六項の政令で定める金額（第五十四条の十一第五項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条第六項の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により機構が都道府県又は組合に対して交付する出産交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （国民健康保険給付費等交付金）

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令

等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

#### （出産育児交付金）

第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第百一条の政令で定める金額（第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により機構が都道府県又は組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （国民健康保険給付費等交付金）

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令

で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金を交付する。

2 (略)

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求、指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求及び分娩取扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

第七十五条の五 都道府県は、再審査の求めをしたにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査又は分娩費に係る

で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金を交付する。

2 (略)

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

第七十五条の五 都道府県は、再審査の求めをしたにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査に係る事務を同項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」と

請求書の審査に係る事務を第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査又は分娩費に係る請求書の審査を行う者を含む。）又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十四条第一項に規定する特別審査委員会において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 (略)

第七十六条 (保険料) (略)

2 組合は、療養の給付等に要する費用並びに分娩費及び出産時一時金の支給に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む、健康保険法第七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

3 (略)

(財政安定化基金)

第八十一条の二 (略)

2 (略)

11 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市

いう。）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査を行う者を含む。）又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十四条第一項に規定する特別審査委員会において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 (略)

第七十六条 (保険料) (略)

2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む、健康保険法第七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

3 (略)

(財政安定化基金)

第八十一条の二 (略)

2 (略)

11 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市

町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、分娩費、出産時一時金、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行情形初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第四項の規定による繰入金及び第八項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五（略）

第八十二条（略）

2 13（略）

14 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求、指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求及び分宛取扱扱保険医療機関又は指定助産所が第五十四条の五第六項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）

町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行情形初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額、第四項の規定による繰入金及び第八項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五（略）

第八十二条（略）

2 13（略）

14 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求、指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は機構に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は機構が保有する情報を含む。）

二 (略)

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項、第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び分娩費の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する業務を行う。

2 4 (略)

(審査委員会)

第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行い、又は第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第五項の規定による委託を受けて分娩費に係る請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 連合会は、前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査又は同法第九十八条の二第八項の規定による委託を受けて行う分娩費に係る請求書の審査を審査委員会に行わせることができる。

(審査委員会の権限)

第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査又は分娩費に係る請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等、指定訪問看護の事業を

二 (略)

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 4 (略)

(審査委員会)

第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 連合会は、前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査を審査委員会に行わせることができる。

(審査委員会の権限)

第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護の事業を行う事業所に対して、報

行う事業所若しくは指定助産所に対して、報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業者、当該指定助産所の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の担当を担当する保険医（医師であるものに限る。）若しくは登録助産師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関等、指定訪問看護の事業を行う事業所又は指定助産所が提出した診療報酬請求書若しくは分娩費に係る請求書又は診療録、助産録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

（被保険者記号・番号等の利用制限等）

第百十一条の二 厚生労働大臣、都道府県、市町村、組合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者、指定助産所その他の国民健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等（被保険者番号（厚生労働大臣が国民健康保険事業において市町村又は組合を識別するための番号として、市町村又は組合ごとに定めるものをいう。）及び被保険者記号・番号（市町村又は組合が被保険者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めはならない。

2  
6  
（略）

告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業者若しくは当該保険医療機関等において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護の事業を行う事業所が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

（被保険者記号・番号等の利用制限等）

第百十一条の二 厚生労働大臣、都道府県、市町村、組合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の国民健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等（被保険者番号（厚生労働大臣が国民健康保険事業において市町村又は組合を識別するための番号として、市町村又は組合ごとに定めるものをいう。）及び被保険者記号・番号（市町村又は組合が被保険者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めはならない。

2  
6  
（略）



(連合会又は機構への事務の委託)

第百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項、第五十四条の二第十二項、第五十四条の五第七項及び第五十四条の十一第六項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は機構に委託することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(診療録の提示等)

第百十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当又は分娩の手当に關し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは分娩費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは分娩費の支給に係る診療、調剤、指定訪問看護又は分娩の手当の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び

(連合会又は機構への事務の委託)

第百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は機構に委託することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(診療録の提示等)

第百十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条 第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び

第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二（第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の三第一項（第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項並びに第一百十四条の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第一百十九条の二 第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六百六

第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二（第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の三第一項（第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）並びに第一百十四条の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第一百十九条の二 第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第八十条の規定により都道府県が処理するこ

条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第百二十一条（略）

2 第四十五条第七項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者若しくは第五十四条の五第七項において準用する第四十五条第七項の規定により厚生労働大臣の定める分婉費に係る請求書の審査を行う者若しくはこれらを行つていた者又は指定法人の役員、職員若しくはこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

第百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第百十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### （病床転換支援金の経過措置）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるの

ととされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第百二十一条（略）

2 第四十五条第七項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者若しくはこれを行つていた者又は指定法人の役員、職員若しくはこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

第百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第百十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### （病床転換支援金の経過措置）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるの

は、「同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び同条第二項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の二第十一項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（削る）

るのは、「同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び同条第二項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の二第十一項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十条 令和六年度及び令和七年度においては、第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四中「額に」とあるのは「額の二分の一に相当する額に」と、同項において準用する同法第百五十二条の五中「の額に」とあるのは「の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額に」とする。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第七条関係）  
 おいて政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険税）</p> <p>第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。</p> <p>一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による出産関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（国民健康保険税）</p> <p>第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。</p> <p>一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p>

3

国民健康保険税の標準基礎課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、

移送費、分娩費（同法第五十四条の五第九項又は第十項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する額を含む。）、出産時一時金（同法第五十四条の十一第三項の規定により支給される差額を含む。）、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

ロ・ハ（略）

ニ 国民健康保険法第八十一条の二第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ・ヘ（略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ハ（略）

ニ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（国民健康保険法第七十三条の二第一項に規定する出産交付金を含み、同法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び

3

国民健康保険税の標準基礎課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

ロ・ハ（略）

ニ 国民健康保険法第八十一条の二第十号第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ・ヘ（略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ハ（略）

ニ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（国民健康保険法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項

第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 (略)

4 38 (略)

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 (略)

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者があ  
る場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定め  
るところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額  
を減額するものとする。

3・4 (略)

及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 (略)

4 38 (略)

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 (略)

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳  
に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者があ  
る場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めると  
ころにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を  
減額するものとする。

3・4 (略)

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第八条関係）【公布日、令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、令和九年四月一日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 後期高齢者医療制度</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 費用等</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 後期高齢者医療広域連合の出産支援金等（第二百二十四条の二―第二百二十四条の八）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合を除く。）又は同法第三条第一項第八号の申出をして同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。</p> <p>4（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 後期高齢者医療制度</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 費用等</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第二百二十四条の二―第二百二十四条の八）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合を除く。）又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。</p> <p>4（略）</p>



(特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する診査を受け、厚生労働省令で定めるところによりその結果の記録の写しの提供を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定健康診査に関する記録の保存)

第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査に相当する診査の結果の記録の写しの提供若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定健康診査、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

(概算前期高齢者納付金)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 第一項各号の負担調整見込額は、当該年度における次の各号に掲げる額の合計額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に概算負担調整率を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

4 〇六 (略)

(特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定健康診査に関する記録の保存)

第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定健康診査、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

(概算前期高齢者納付金)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 第一項各号の負担調整見込額は、当該年度における次の各号に掲げる額の合計額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に概算負担調整率を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

4 〇六 (略)

(確定前期高齢者納付金)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項各号の負担調整額は、前々年度における次の各号に掲げる額の合計額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に確定負担調整額調整率を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

4 (略)

(届出等)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十四条第三項本文(第七十二条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。)又は第七十八条第三項(第八十二条第七項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

5〇7 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護

(確定前期高齢者納付金)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項各号の負担調整額は、前々年度における次の各号に掲げる額の合計額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に確定負担調整額調整率を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

4 (略)

(届出等)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十四条第三項本文(第七十二条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)又は第七十八条第三項(第八十二条第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

5〇7 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護

事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十四条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（療養の給付）

第六十四条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一五（略）

六 要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

3  
7（略）

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たつては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

（保険外併用療養費）

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養、選定療養

事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十四条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（療養の給付）

第六十四条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一五（略）

（新設）

3  
7（略）

（新設）

（保険外併用療養費）

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療

又は一部保険外療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一〇三（略）

3 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合計額）とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ 医療費の動向及び後期高齢者医療の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して後期高齢者医療給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額

二 前号に掲げる額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が

養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一〇三（略）

（新設）

採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額

4| (略)

5| 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、選定療養、一部保険外療養、第二項第一号並びに第三項第一号イ及びロの規定による基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6| (略)

7| 第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七項まで並びに健康保険法第六十四条の規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8| 第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養につき第二項又は第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第七十七条 (略)

2| (略)

3| 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額から前条第三項第

3| (略)

4| 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、選定療養、第二項第一号の規定による基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5| (略)

6| 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第七十七条 (略)

2| (略)

3| 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費

一号口の規定による基準により算定した額を控除した額)から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第一項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項又は第三項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第五項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))を受けることができる被保険者を除く。

以下この条において「保険料滞納者」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養

用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第一項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))を受けることができる被保険者を除く。

以下この条において「保険料滞納者」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養

費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第五項及び第六項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2・3 (略)

4 特別療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

イ 療養の給付を受けることができる場合 第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ 第七十六条第二項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ハ 第七十六条第三項に規定する場合であつて、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合 同項第一号イの規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、同号ロの規定による基準により算定した額を控除した額

ニ 訪問看護療養費の支給を受けることができる場合 第七十

費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2・3 (略)

(新設)

八条第四項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二 当該食事療養につき第七十四条第二項の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき第七十五条第二項の規定による基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

5・6 (略)

7 第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条並びに健康保険法第六十四条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

8・10 (略)

(高額療養費)

第八十四条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(保険料)

第一百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基

4・5 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

7・9 (略)

(高額療養費)

第八十四条 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(保険料)

第一百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基



金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第三項及び第一百六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の予想額、第一百六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予想額、第二百五条第一項に規定する高齢者保健事業及び同条第五項に規定する事業に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第一百六条 (略)

2 前項における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 後期高齢者医療広域連合において特定期間（平成二十年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいう。以下この項において同じ。）中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定

金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第三項及び第一百六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の予想額、第一百六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予想額、第二百五条第一項に規定する高齢者保健事業及び同条第五項に規定する事業に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第一百六条 (略)

2 前項における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 後期高齢者医療広域連合において特定期間（平成二十年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいう。以下この項において同じ。）中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令

めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特定期間中に収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

3  
5  
7  
(略)

で定めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特定期間中に収入した金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流産初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

3  
5  
7  
(略)

第五款 後期高齢者医療広域連合の出産支援金等

(出産支援金の徴収及び納付義務)

第二百二十四条の二 機構は、第三百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産支援金を徴収する。

2 後期高齢者医療広域連合は、出産支援金を納付する義務を負う。

(出産支援金の額)

第二百二十四条の三 前条第一項の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産支援金の額は、医療保険各法の規定による分娩費の支給（健康保険法第九十八条の二第十項の規定による分娩の<sup>ぶんべん</sup>の<sup>てん</sup>当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法によるこれに相当する給付を含む。）、出産時一時金の支給（健康保険法第一条第三項の規定による差額の支給及び医療保険各法によるこれに相当する給付を含む。）、家族分娩費の支給（健康保険法第一百二十二条の二第三項において準用する同法第九十八条の二第十項の規定による分娩の<sup>てん</sup>当に要した費用に相当する金額の支給及び医療保険各法（国民健康保険法を除く。）によるこれに相当する給付を含む。）、家族出産時一時金の支給（健康保険法第一百十四条第二項において準用する同法第一条第三項の規定による差額の支給及び医療保険各法（国民健康保険法を除く。）によるこれに相当する給付を含む。）及び特別分娩費の支給（健康保険法第一百四十五条の二第四項において準用する同法第一百三十四条の二第六項又は第七項の規定による分娩の<sup>てん</sup>当に要した費用に相当する金額の支給を含む。）に要する費用（次条第一項及び第二百二十四条の七第一項において「分娩費等の支給に要する費用」という。）の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、出産支援金率及び全ての後期高齢者医療広

第五款 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等

(出産育児支援金の徴収及び納付義務)

第二百二十四条の二 機構は、第三百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産育児支援金を徴収する。

2 後期高齢者医療広域連合は、出産育児支援金を納付する義務を負う。

(出産育児支援金の額)

第二百二十四条の三 前条第一項の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金の額は、医療保険各法の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用（次条第一項及び第二百二十四条の七第一項において「出産育児一時金等の支給に要する費用」という。）の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、出産育児支援金率及び全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。  
(削る)

- 2 令和八年度以降の年度における前項の出産支援金率は、第一号に掲げる率を第二号に掲げる数で除して得た数を基礎として、二年ごとに政令で定める。  
一・二 (略)

(出産交付金)

第二百二十四条の四 機構は、分娩費等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して、出産交付金を交付する。

- 2 前項の出産交付金は、第二百二十四条の二第一項の規定により機構が徴収する出産支援金をもつて充てる。
- 3 第一項の規定により各保険者に対して交付される出産交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

(出産関係事務費拠出金の徴収及び納付義務)

第二百二十四条の五 機構は、第三百三十九条第一項第三号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産関係事務費拠出金を徴収する。

- 2 保険者は、出産関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

(出産関係事務費拠出金の額)

第二百二十四条の六 前条第一項の規定により各保険者から徴収する出産関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第三百三十九条第一項第三号に掲げる機構の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

- 2 令和六年度及び令和七年度における前項の出産育児支援金率は、百分の七とする。

- 3 令和八年度以降の年度における第一項の出産育児支援金率は、第一号に掲げる率を第二号に掲げる数で除して得た数を基礎として、二年ごとに政令で定める。  
一・二 (略)

(出産育児交付金)

第二百二十四条の四 機構は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して、出産育児交付金を交付する。

- 2 前項の出産育児交付金は、第二百二十四条の二第一項の規定により機構が徴収する出産育児支援金をもつて充てる。
- 3 第一項の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

(出産育児関係事務費拠出金の徴収及び納付義務)

第二百二十四条の五 機構は、第三百三十九条第一項第三号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産育児関係事務費拠出金を徴収する。

- 2 保険者は、出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

(出産育児関係事務費拠出金の額)

第二百二十四条の六 前条第一項の規定により各保険者から徴収する出産育児関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第三百三十九条第一項第三号に掲げる機構の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(通知)

第二百二十四条の七 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、機構に対し、各年度における当該保険者に係る分娩費等の支給に要する費用の額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

(準用)

第二百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産支援金及び出産関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十四条の九 第百条第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金と第二百二十四条の二第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産支援金は、相殺するものとする。

2 第百十八条第一項及び第二百二十四条の五第一項の規定により機構が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金と第二百二十四条の四第一項の規定により機構が各保険者に対して交付する出産交付金は、相殺するものとする。

(報告の徴収等)

第二百三十四条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）に対し、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地<sup>3</sup>にその状況を検査させることができる。

3 (略)

(通知)

第二百二十四条の七 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、機構に対し、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

(準用)

第二百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十四条の九 第百条第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金と第二百二十四条の二第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金は、相殺するものとする。

2 第百十八条第一項及び第二百二十四条の五第一項の規定により機構が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第二百二十四条の四第一項の規定により機構が各保険者に対して交付する出産育児交付金は、相殺するものとする。

(報告の徴収等)

第二百三十四条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）に対し、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地<sup>3</sup>にその状況を検査させることができる。

3 (略)

(機構の業務)

第百三十九条 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 後期高齢者医療広域連合から出産支援金を徴収し、保険者から出産関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

2・3 (略)

(報告等)

第百四十二条 機構は、保険者に対し、毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百三十九条第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務、同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務及び同項第三号に規定する保険者から出産関係事務費拠出金を徴収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 機構は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産支援金を徴収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(利益及び損失の処理)

第百四十六条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務、同項第二号に規定する後期高齢者

(機構の業務)

第百三十九条 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

2・3 (略)

(報告等)

第百四十二条 機構は、保険者に対し、毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百三十九条第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務、同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 機構は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(利益及び損失の処理)

第百四十六条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務、同項第二号に規定する後期高齢者

医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対し出産交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(政府保証)

第四百八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による機構の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(国保連合会の業務)

第五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条 第四十四条第四項（第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項及び第八十二条

医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(政府保証)

第四百八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育児交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による機構の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(国保連合会の業務)

第五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条 第四十四条第四項（第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条

条第七項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百二十二条第二項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（機構等への事務の委託）

第六百六十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を機構又は国保連合会に委託することができる。

- 一・二 （略）
- 2 （略）

第六百六十七条 （略）

2 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 （略）

三 第七十条第五項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う指定法人の役員、職員又はこれらの職にあつた者

条第六項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百二十二条第二項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（機構等への事務の委託）

第六百六十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を機構又は国保連合会に委託することができる。

- 一・二 （略）
- 2 （略）

第六百六十七条 （略）

2 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 （略）

三 第七十条第五項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う指定法人の役員、職員又はこれらの職にあつた者



四 第七十条第六項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者

附則

（削る）

四 第七十条第六項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者

附則

（令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例）  
第十五条 令和六年度及び令和七年度においては、第二百二十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（抄）（第九条関係）【公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行						
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 後期高齢者医療制度 第一節～第八節（略） 第九節 雑則（<u>第三百三十三条</u>—<u>第三百三十八条</u>の六） 第五章～第八章（略） 附則</p> <p>（報告書等に関する事項の報告） <u>第三百三十八条</u>の二 前条第一項の規定によるもののほか、次の表の上欄に掲げる者（他の法令の規定により当該者とみなされた者がある場合にあつては、当該みなされた者。次項において「提出義務者」という。）は、同表の中欄に掲げる規定に基づき同表の下欄に掲げる書類（以下この条において「報告書等」という。）を税務署長に提出するときは、当該報告書等に記載すべきものとされる事項（被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る厚生労働省令で定める事項に限る。以下この条及び次条第一項において「報告事項」という。）を、同表の中欄に掲げる規定に規定する期日までに、厚生労働省令で定める電子情報処理組織を使用する方法その他厚生労働省令で定める方法により、厚生労働省令で定める後期高齢者医療広域連合に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="199 246 359 1075"> <tr> <td>金融商品取引業者等 （租税特別措置法）</td> <td>租税特別措置法第 三十七条の十一の</td> <td>租税特別措置法第 三十七条の十一の</td> </tr> <tr> <td>昭和三十一年法律第 二十六号）第三十七</td> <td>三第七項</td> <td>三第七項に規定す る報告書</td> </tr> </table>	金融商品取引業者等 （租税特別措置法）	租税特別措置法第 三十七条の十一の	租税特別措置法第 三十七条の十一の	昭和三十一年法律第 二十六号）第三十七	三第七項	三第七項に規定す る報告書	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 後期高齢者医療制度 第一節～第八節（略） 第九節 雑則（<u>第三百三十三条</u>—<u>第三百三十八条</u>） 第五章～第八章（略） 附則</p> <p>（新設）</p>
金融商品取引業者等 （租税特別措置法）	租税特別措置法第 三十七条の十一の	租税特別措置法第 三十七条の十一の					
昭和三十一年法律第 二十六号）第三十七	三第七項	三第七項に規定す る報告書					

<p>条の十一の三第三項 第一号に規定する金 融商品取引業者等を いう。)</p>	<p>所得税法(昭和四十 年法律第三十三号) 第二百二十五条第一 項第一号及び第二号 に規定する者</p>	<p>所得税法第二百二 十五条第一項</p>	<p>所得税法第二百二 十五条第一項に規 定する調書(同項 第一号及び第二号 に規定する支払に 関するものであつ て租税特別措置法 第八条の四第一項 に規定する上場株 式等の配当等(以 下この表において 「上場株式等の配 当等」という。) に係るものに限る 。)</p>
<p>信託の受託者(所得 税法第二百二十七条 に規定する信託の受 託者をいう。)</p>	<p>所得税法第二百二 十七条</p>	<p>所得税法第二百二 十七条に規定する 計算書(上場株式 等の配当等に係る ものに限る。)</p>	
<p>業務に関連して他人 のために名義人とし て所得税法第二十三 条第一項に規定する 利子等又は同法第二 十四条第一項に規定 する配当等の支払を</p>	<p>所得税法第二百二 十八条第一項</p>	<p>所得税法第二百二 十八条第一項に規 定する調書(上場 株式等の配当等に 係るものに限る。)</p>	

受ける者

2 提出義務者（提出すべき報告書等の枚数が少ないと見込まれる者として厚生労働省令で定める者に限る。）が、前項の表の中欄に掲げる規定に基づき税務署長に対し報告書等の提出（租税特別措置法第四十二条の二の二第一項第一号に掲げる方法であつて厚生労働省令で定めるものをもつて行われたものに限る。）をしたときは、当該提出を受けた税務署長は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書等に係る報告事項を前項の後期高齢者医療広域連合に提供するものとする。この場合においては、その提出の日において、同項の規定による報告がされたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、後期高齢者医療広域連合に対する報告事項の報告に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定法人への委託）

第百三十八条の三 後期高齢者医療広域連合は、前条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による提供の受理に関する事務並びに報告事項に係る情報の収集又は整理に関する事務を指定法人に委託することができる。

2 前項の規定により後期高齢者医療広域連合から事務の委託を受けた指定法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（関係者の協力）

第百三十八条の四 後期高齢者医療広域連合及び指定法人並びに税務署長は、第百三十八条の二の規定により行われる事務及び前条第一項の規定による委託により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（報告の徴収等）

（新設）

（新設）

第三百三十八条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定法人について、第三百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務に關し必要があると認めるときは、その事務に關する報告を徴し、又は当該職員に實地にその状況を検査させることができる。

2 第十六条の十第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、指定法人の第三百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務が法令に違反していると認めるとき又は当該事務が著しく適正な執行を欠くと認めるときは、期間を定めて、指定法人又はその役員に対し、当該事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第三百三十八条の六 前三条に定めるもののほか、指定法人の第三百三十八条の三第一項の規定による委託を受けて行う事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(事務の区分)

第六百六十五条 第四十四条第四項(第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第七十二条第二項、第七十二条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。)、第七十条第二項並び

(新設)

(新設)

(事務の区分)

第六百六十五条 第四十四条第四項(第二百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第七十二条第二項、第七十二条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。)、第七十条第二項並び

に第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第三百三十八条の五第一項、第三項及び第四項、第五百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第八章 罰則

第六百六十七条 第三十条、第二百二十五条の二第二項、第二百二十五条の四第三項又は第三百三十八条の三第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

### 2 (略)

第六百六十七条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十八条の二第一項の規定による報告（同条第二項の規定により当該報告がされたときとみなされる税務署長への提出を含む。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第六十一条の二第六項の規定による命令に違反したとき。

第七十条 (略)

に第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第五百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第八章 罰則

第六百六十七条 第三十条、第二百二十五条の二第二項又は第二百二十五条の四第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

### 2 (略)

第六百六十七条の三 第六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 (略)

2| 指定法人が、第百三十八条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

3| (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)  
第十三条の二 第四十五条第一項(第百二十四条、第百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法第九十条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

(新設)

2| (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)  
第十三条の二 第四十五条第一項(第百二十四条、第百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第十条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第一百八条第一項の規定による後期高齢者支援助金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援助金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、子ども・子育て支援助法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援助付金（以下「子ども・子育て支援助付金」という。）、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。</p> <p>5（略）</p> <p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p>	<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第一百八条第一項の規定による後期高齢者支援助金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援助金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、子ども・子育て支援助法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援助付金（以下「子ども・子育て支援助付金」という。）、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。</p> <p>5（略）</p> <p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p>



第四十六条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局、第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者又は同号に掲げる保険医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第六十一条第一項第三号に掲げる指定助産所が偽りその他不正の行為により組合員若しくは被扶養者の療養若しくは分娩の手当に関する費用の支払又は第六十二条第二項（第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類等)

第五十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 分娩費

四 家族分娩費

五 出産時一時金

五の二 家族出産時一時金

六 十三 (略)

2 4 (略)

(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十三条の二 (略)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法

第四十六条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類等)

第五十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 出産費

四 家族出産費

五 削除  
(新設)

六 十三 (略)

2 4 (略)

(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十三条の二 (略)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法

により表示したものを提示することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項（第六十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（療養の給付）

第五十四条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一五（略）

六 健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養（以下「一部保険外療養」という。）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者、第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者又は次に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。）若しくは第六十一条第一項に規定する指定助産所等から分娩の手当を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方

により表示したものを提示することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（療養の給付）

第五十四条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一五（略）

（新設）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の財務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法そ

法その他の財務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等に提供し、当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三（略）

二〇七（略）

（保険外併用療養費）

第五十五条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一〇三（略）

3 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該療養に食事療養が含まれるとき

の他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三（略）

二〇七（略）

（保険外併用療養費）

第五十五条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額との合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額）とする。

一〇三（略）

（新設）

は当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額」とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した金額

二 前号に掲げる金額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額）

5 | 4 |  
第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三第四項の場合において、第二項又は第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（療養費）

第五十六条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場

4 | 3 |  
（略）

第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（療養費）

第五十六条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養又は生活療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定め

合を含む。)にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額)からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額(第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額)とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項又は第三項の療養についての費用の額の算定の例による。

#### (家族療養費) 第五十七条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて

る割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額(その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額(第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額)とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

#### (家族療養費) 第五十七条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割

評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ、ニ (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。)にあつては第五十五条の五第二項の療養についての費用の額の算定、保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。)にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4、9 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医(健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十一条の三第二項及び第一百七十七条において同じ。)若しくは保険薬剤師(同法第六十四条に規定する保険

合を乗じて得た金額

イ、ニ (略)

二、三 (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十五条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4、9 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶

薬剤師をいう。第一百七十七条第一項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 (略)

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第八項ただし書、第六十二条第六項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 (略)

4 (略)

(高額療養費)

第六十条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 (略)

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 (略)

4 (略)

(高額療養費)

第六十条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(分娩費)

- 第六十一条 組合員が、財務省令で定めるところにより、分娩取扱  
保険医療機関等又は指定助産所等（次に掲げる助産所をいう。以  
下同じ。）から、電子資格確認等により、組合員であることの確  
認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した  
費用について分娩費を支給する。
- 一 組合又は連合会の経営する助産所
  - 二 組合員（地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含  
む。）に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当に  
ついて組合が契約しているもの
  - 三 指定助産所（健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定  
する指定助産所をいう。以下同じ。）
- 2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条  
の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる  
算定の例により算定した費用の額とする。
- 3 組合員が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関（分娩を取  
り扱うものに限る。）又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩  
の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分  
娩の手当に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金  
額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費  
を支給したものとみなす。
- 4 組合員が第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療  
機関（分娩を取り扱うものに限る。）又は第一項第二号若しくは  
第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合には、組合は  
、その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手当  
に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相  
当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払  
うことができる。
- 5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を  
支給したものとみなす。
- 6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手当に要

(出産費及び家族出産費)

- 第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定め  
る金額を支給する。
- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き  
一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」  
という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。  
ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取  
得したときは、この限りでない。
  - 3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。  
）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支  
給する。



した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、財務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手当に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手当に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(家族分娩費)

第六十一条の二 被扶養者（前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について組合員に対し家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手当に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

(指定助産所の分娩の手当担当等)

(新設)

第六十一条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手当に従事する登録助産師（健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第一百七条第三項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手当に従事する保険医（医師であるものに限る。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手当並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手当に当たらない。

（分娩の手当の内容等に関する情報の提供）

第六十一条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手当の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

（他の法令による分娩の手当との調整）

第六十一条の五 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費（第六十一条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第九十九条の二第一項において同じ。）又は家族分娩費（第六十一条の二第三項において準用する第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十五条及び第九十九条の二第一項において同じ）

（新設）

（新設）

（新設）

。)の支給は、行わない。

(出産時一時金)

第六十二条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十一条第一項の規定による分娩費に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金(その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用(同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に相当する金額に限る。次項において同じ。)を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。

3 組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、財務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。

4 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

5 組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産する

第六十二条 削除

までの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(家族出産時一時金)

第六十二条の二 被扶養者(前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に対し同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族出産時一時金(第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。)又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費(同法第三百四十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、出産時一時金(同法第四百九十九条において準用する同法第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。)若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。こ

(新設)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。こ

の場合において、第四号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（同項第二号及び第三号を除く。）の規定による国の負担及び次条第一項の出産交付金に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二（四）（略）  
2（8）（略）

#### （出産交付金）

第九十九条の二 分娩費、家族分娩費、出産時一時金（第六十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）及び家族出産時一時金（第六十二条の二第二項において準用する第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。）の支給に要する費用（出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項（同条第六項及び第六十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が組合に対して交付する出産交付金を

の場合において、第四号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（同項第二号及び第三号を除く。）の規定による国の負担及び次条第一項の出産育児交付金に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二（四）（略）  
2（8）（略）

#### （出産育児交付金）

第九十九条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が組合に対して交付する出産育児交付金をもって充てる。

もつて充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第一百十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者、指定助産所等その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として財務省令で定める者(以下この条において「財務大臣等」という。)は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

256 (略)

第一百七十七条 財務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該短期給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第一百十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。))及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として財務省令で定める者(以下この条において「財務大臣等」という。)は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

256 (略)

第一百七十七条 財務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開

「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2  
(略)

3 | 2  
財務大臣は、組合の分娩の-handed に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の-handed に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の-handed を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

4  
(略)

5 | 4  
当該職員は、前各項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 | 2  
第一項から第四項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2  
(新設)  
(略)

4 | 3  
当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 | 2  
第一項から第三項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 正当な理由がなく第一百七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百三十一条 医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第一百七条第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同条第一項若しくは第三項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(削る)

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 正当な理由がなく第一百七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百三十一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第一百七条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例)

第十一条の三 令和六年度及び令和七年度においては、第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第五十二条の四及び第五十二条の五中「同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。



○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）（第十一条関係）【令和八年八月一日、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不正受給者からの費用の徴収等） 第四十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局、第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者又は同号に掲げる保険医療機関（分娩<sup>べん</sup>を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関」という。）若しくは第六十三条第一項第三号に掲げる指定助産所が偽りその他不正の行為により組合員若しくは被扶養者の療養若しくは分娩の手当に関する費用の支払又は第六十四条第二項（第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。</p> <p>（短期給付の種類等） 第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 二の二 （略）</p> <p>三 分娩費</p> <p>四 家族分娩費</p> <p>五 出産時一時金</p> <p>五の二 家族出産時一時金</p> <p>六 十三 （略）</p>	<p>（不正受給者からの費用の徴収等） 第四十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。</p> <p>（短期給付の種類等） 第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 二の二 （略）</p> <p>三 出産費</p> <p>四 家族出産費</p> <p>五 削除</p> <p>（新設）</p> <p>六 十三 （略）</p>

254 (略)

(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十五条の二 (略)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の主務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を主務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十七条第一項(第五十九条第七項において準用する場合を含む。)、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条の二第一項(第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。)、又は第六十三条第一項(第六十三条の二第三項において準用する場合を含む。))の確認を受けることができる。

(療養の給付)

第五十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 五 (略)

六 健康保険法第六十三条第二項第六号に掲げる療養(以下「一部保険外療養」という。)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者、第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者又は次に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。以下「分娩取扱保険医療機関等」という。))若しくは第六十三条第一項に規定する指定助産所等か

254 (略)

(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十五条の二 (略)

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の主務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を主務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十七条第一項(第五十九条第七項において準用する場合を含む。)、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項又は第五十八条の二第一項(第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。))の確認を受けることができる。

(療養の給付)

第五十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 五 (略)

(新設)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第

ら分娩の手当を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等に提供し、当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三（略）  
二〇七（略）

（保険外併用療養費）

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養、選定療養又は一部保険外療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合（当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受けた場合を除く。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第

七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三（略）  
二〇七（略）

（保険外併用療養費）

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一〇三 (略)

3

一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した金額及び前項第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した金額及び同項第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について健康保険法第八十六条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から同号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した金額

二 前号に掲げる金額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た金額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の金額)

4

第五十七条第七項の規定は、前項において準用する第五十七条の三第四項の場合において第二項又は第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

一〇三 (略)

(新設)

(略)

3

第五十七条第七項の規定は、前項において準用する第五十七条の三第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）（一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）にあつては、当該費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から健康保険法第八十六条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額）からその額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項又は第三項の療養についての費用の額の算定の例による。

(家族療養費)

第五十九条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養

第五十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

(家族療養費)

第五十九条 (略)

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養

が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)(保険医療機関等から一部保険外療養を受けた場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。)にあつては、当該費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から健康保険法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した額を控除した額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ(一) (略)

二(一) (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合(当該評価療養、患者申出療養又は選定療養と併せて一部保険外療養を受ける場合を除く。)にあつては第五十七条の五第二項の療養についての費用の額の算定、保険医療機関等から一部保険外療養を受ける場合(当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合を含む。)にあつては同条第三項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ(一) (略)

二(一) (略)

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十七条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

459 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医(健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。第六十三条の第三項及び第六十四条の二十八において同じ。)若しくは保険薬剤師(同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。第六十四条の二十八第一項において同じ。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 (略)

二 その者が、他の組合の組合員(国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。))及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第八項ただし書、第六十四条第六項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第五項ただし書及び第六十九条第三項ただし書において同じ。)若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 (略)

4 (略)

459 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第六十四条の二十八第一項において同じ。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 (略)

二 その者が、他の組合の組合員(国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。))及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第五項ただし書及び第六十九条第三項ただし書において同じ。)若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 (略)

4 (略)

(高額療養費)

第六十二条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(分娩費)

第六十三条 組合員が、主務省令で定めるところにより、分娩取扱

保険医療機関等又は指定助産所等(次に掲げる助産所をいう。以下同じ。)から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、分娩の手当を受けたときは、その分娩の手当に要した費用について分娩費を支給する。

一 組合の経営する助産所

二 組合員(国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。)  
。 ) に対し分娩の手当を行う助産所で組合員の分娩の手当について組合が契約しているもの

三 指定助産所(健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下同じ。)

2 分娩費の額は、当該分娩の手当について健康保険法第九十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第一号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき分娩の手に要した費用のうち分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものに限る。)又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる助産所から分娩の手当を受けた場合は、組合は、

(高額療養費)

第六十二条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。



その組合員が当該医療機関又は助産所に支払うべき分娩の手に要した費用について分娩費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関又は助産所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し分娩費を支給したものとみなす。

6 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、分娩の手に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 組合は、組合員が分娩の手当を受ける場合において第一項の規定による分娩費の支給することが困難であると認めるとき、又は組合員が分娩取扱保険医療機関等若しくは指定助産所等以外の者から分娩の手当を受けた場合において組合がやむを得ないと認めるときは、主務省令で定めるところにより、第二項の算定の例により算定した費用の額を基準として組合が定めるその分娩の手に要した費用に相当する金額を支給することができる。ただし、その額は、現にその分娩の手に要した費用の額を超えることができない。

8 前各項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けた場合について準用する。ただし、退職後分娩の手当を受けるまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(家族分娩費)

第六十三条の二 被扶養者（前条第八項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けたときは、その分娩の手に要した費用について組合員に家族分娩費を支給する。

2 家族分娩費の額は、当該分娩の手について健康保険法第九十

(新設)

八条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額とする。

3 前条第一項及び第三項から第六項までの規定は家族分娩費の支給について、同条第七項の規定は被扶養者に係る分娩の手に要した費用に相当する金額の支給について、それぞれ準用する。

(指定助産所の分娩の手当担当等)

第六十三条の三 指定助産所又は分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所において分娩の手に従事する登録助産師(健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。第百四十四条の二十八第三項において同じ。)は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手に並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手に当たらなければならない。

2 分娩取扱保険医療機関又は分娩取扱保険医療機関において分娩の手に従事する保険医(医師であるものに限る。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の分娩の手に並びにこれに係る事務を担当し、又は分娩の手に当たらなければならない。

(分娩の手当の内容等に関する情報の提供)

第六十三条の四 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等の管理者は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受けようとする組合員又は被扶養者に対し、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等において行われる分娩費及び出産時一時金又は家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に係る分娩の手の内容、費用その他の健康保険法第九十八条の二十二に規定する厚生労働大臣が定める情報を提供するものとする。

(他の法令による分娩の手当との調整)

(新設)

(新設)

第六十三条の五 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において分娩の手当を受けたときは、その受けた限度において、分娩費（第六十三条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第百十三条の二第一項において同じ。）又は家族分娩費（第六十三条の二第三項において準用する第六十三条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。第六十七条及び第百十三条の二第一項において同じ。）の支給は、行わない。

（出産時一時金）

第六十四条 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、出産時一時金として、政令で定める金額を支給する。

- 2| 組合員が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から、第六十三条第一項の規定による分娩に係る分娩の手当を受けたときは、組合は、組合員に代わり、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に対し、前項の出産時一時金（その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用（同条第四項の規定により支払われる金額に相当する金額を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する金額に限る。次項において同じ。）を支払うことができる。この場合において、当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、その組合員が当該分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等に支払うべき出産に要した費用に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 3| 組合は、前項の規定による支払をした出産時一時金の額が第一項の政令で定める金額に満たないときは、主務省令で定めるところにより、その差額を組合員に支給するものとする。
- 4| 分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等は、出産に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

（新設）

第六十四条 削除

5 組合は、組合員が出産したにもかかわらず、第一項の規定による出産時一時金の支給を受けることができない場合において、組合がやむを得ない事情があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、出産時一時金として、政令で定める金額を支給することができる。

6 前各項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に、分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(家族出産時一時金)

第六十四条の二 被扶養者（前条第六項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩取扱保険医療機関等又は指定助産所等から分娩の手当を受け、出産したときは、家族出産時一時金として、組合員に同条第一項の政令で定める金額を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、家族出産時一時金の支給について準用する。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族分娩費、家族出産時一時金（第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。）又は家族埋葬料は、同一の病气、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、分娩費（同法第三百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。））、出産時一時金（同法第四百九条において準用する同法第一百一条第三項の規定により支給される差額を含む。）若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(新設)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病气、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二十四条の五第一項の規定による出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号及び第一号の二に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るもの並びに次条第一項に規定する費用のうち同項の出産交付金をもつて充てるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第六項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二十四条の五第一項の規定による出産関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号及び第一号の二に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るもの並びに次条第一項に規定する費用のうち同項の出産育児交付金をもつて充てるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第六項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位とし

定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 (略)

2〇6 (略)

(出産交付金)

第百十三条の二 分娩費、家族分娩費、出産時一時金(第六十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)及び家族出産時一時金(第六十四条の二第二項において準用する第六十四条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)の支給に要する費用(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第六十四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))及び第五項(同条第六項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。)の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が組合に対して交付する出産交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第百四十四条の二十四の二 主務大臣、組合、市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者、指定助産所等その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事

て、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 (略)

2〇6 (略)

(出産育児交付金)

第百十三条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用(第六十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。)の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員等記号・番号等の利用制限等)

第百四十四条の二十四の二 主務大臣、組合、市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの

業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（主務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用して主務省令で定める者（以下この条において「主務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

256 (略)

第四百四十四条の二十八 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該短期給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に係る者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る指定訪問看護を行った指定訪問看護事業

事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（主務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用して主務省令で定める者（以下この条において「主務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めはならない。

256 (略)

第四百四十四条の二十八 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に係る者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る指定訪問看護を行った指定訪問看護事業者又

者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 | 主務大臣は、組合の分娩の手当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師若しくは助産師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた分娩の正当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該短期給付に係る分娩の手当を行つた分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所につき設備若しくは診療録、助産録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

4 | (略)

5 | 当該職員は、前各項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

6 | 第一項から第四項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のた

は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

3 | (略)

4 | 当該職員は、前三項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

5 | 第一項から第三項までの質問又は検査の権限は、犯罪捜査のた



めに認められたものと解してはならない。

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 正当な理由がなく第四百四十四条の二十八第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 医師、歯科医師、薬剤師、助産師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第四百四十四条の二十八第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同条第一項若しくは第三項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

(削る)

めに認められたものと解してはならない。

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 正当な理由がなく第四百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第四百四十四条の二十八第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

(令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例)

第十七条の三 令和六年度及び令和七年度においては、第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「同年度」とあるのは、「二分の一に相当する額に同年度」とする。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）（第十二条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 分<sup>べん</sup>娩費</p> <p>四 家族分娩費</p> <p>五の二 出産時一時金</p> <p>五の三 家族出産時一時金</p> <p>六 十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。</p>	<p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 出<sup>しゅつ</sup>産費</p> <p>四 家族出<sup>しゅつ</sup>産費</p> <p>五 家族出<sup>しゅつ</sup>産費</p> <p>（新設）</p> <p>六 十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。</p>

3 (表略)  
3 (略)

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二から第六十八条の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第一百一十一条第一項、第二項及び第五項、第一百二十二条、第二百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第一項第一号及び第二号並びに第八項、第六十二条第六項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）、及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「職務」とあるのは「公務」とあり、及び「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者

3 (表略)  
3 (略)

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二から第六十八条の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第一百一十一条第一項、第二項及び第五項、第一百二十二条、第二百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）、及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「職務」とあるのは「公務」とあり、及び「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の

「と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六十条第二項	(略)	(略)
第六十一条第一項第一号	組合又は連合会	事業団
第六十一条第一項第二号	組合員(地方の組合の組合員及び私学共済制度の加入者)	加入者(他の法律に基づく共済組合の組合員)
第六十一条第八項	組合が、組合員	加入者の事業団が、加入者
第六十二条第六項	組合員で	加入者で
(略)	(略)	(略)

(出産交付金)

第三十四条の二 分娩費(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第七項(第二十五条において準用する同法第六十一条第八項において準用する場合を含む。))の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、家族分娩費(第二十五条において準用する同法第六十一条の第二項において準用する同法第六十一条第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。)、一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条第三項(第二十五条において準用する同法第六十二条第六項において準用す

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六十条第二項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第六十一条第二項	組合員	加入者
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(出産育児交付金)

第三十四条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項(第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。))の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

る場合を含む。)の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)及び家族出産時一時金(第二十五条において準用する同法第六十二条の二第二項において準用する同法第六十二条第三項の規定により支給される差額を含む。以下この項において同じ。)の支給に要する費用(出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に要する費用については、第二十五条において準用する同法第六十二条第一項(第二十五条において準用する同法第六十二条第六項において準用する同法第六十二条第二十五項(第二十五項)及び第六十二條の二第二項において準用する同法第六十二條第六項及び第六十二條の二第二項に係る部分に限る。)の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百四條の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が事業団に対して交付する出産交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条の規定は、前項の出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。)、指定訪問看護事業者(第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第四項において同じ。)、指定助産所等(第二十五条において準用する同法第六十一条第一項に規定する指定助産所等をいう。その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条の規定は、前項の出産交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。)、指定訪問看護事業者(第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。)その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等(保険者番号(文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるもの

号等（保険者番号（文部科学大臣が健康保険法第三条第十一项に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び加入者等記号・番号（事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条において「文部科学大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2  
256 (略)

（報告の請求及び検査）

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医（第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険医をいう。第三項において同じ。）、保険薬剤師（第二十五条において準用する同法第五十八条第一項に規定する保険薬剤師をいう。）その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

3 | 2  
(略)

文部科学大臣は、事業団の分娩の手当に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該短期給付に係る分娩の手当を行った分娩取扱保険医療機関（

をいう。）及び加入者等記号・番号（事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条において「文部科学大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2  
256 (略)

（報告の請求及び検査）

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2  
(新設)  
(略)

第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十六条第三項に規定する分娩取扱保険医療機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは指定助産所（第二十五条において準用する同法第六十一条第三号に規定する指定助産所をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所の開設者若しくは管理者、保険医（医師であるものに限る。）、登録助産師（第二十五条において準用する同法第六十一条の三第三項に規定する登録助産師をいう。）その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

4 | 保険医療機関、保険薬局、分娩取扱保険医療機関若しくは指定助産所若しくはこれらの管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がなく、前三項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局、分娩取扱保険医療機関、指定助産所又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

5 | 6 | (略)

7 | 第五項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

3 | 保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がなく、前二項の報告の求めに依らず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

4 | 5 | (略)

6 | 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例)

25 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第二十五條の規定の適用については、同項中「及び出産関係事務費拠出金」とあるのは、「出産関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条の表第二百二十六條の五第二項の項下欄及び附則第十二條第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(削る)

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例)

25 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第二十五條の規定の適用については、同項中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条の表第二百二十六條の五第二項の項下欄及び附則第十二條第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

29)

(令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例)

令和六年度及び令和七年度においては、第三十四條の第二項において準用する健康保険法第百五十二條の四及び第百五十二條の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。



○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）【令和九年一月一日又は令和九年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三（略）</p> <p>第三章の四 再編計画の認定（第十三条―第十三条の九）</p> <p>第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等（第十三条の十一―第十三条の十三）</p> <p>第四章 特定民間施設の整備（第十三条の十四―第二十三条）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（総合確保方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 地域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する基本的な方向に関する事項</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の三（略）</p> <p>第三章の四 再編計画の認定（第十三条―第十三条の九）</p> <p>第四章 特定民間施設の整備（第十三条の十一―第二十三条）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（総合確保方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（新設）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p>

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ へ (略)

ト 医療介護総合確保区域における医療機関の業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善の支援に関する事業

チ (略)

三 (略)

3 5 (略)

第十三条の九 (略)

第三章の五 病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する認定等

(業務効率化及び勤務環境改善に関する認定等)

第十三条の十 病院の管理者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院が次に掲げる要件に適合するものである旨の認定を申請することができる。

一 当該病院の管理者が、総合確保方針(第三条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即して、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組に関する計画(以下「業務効率化・勤務環境改善計画」という。)を作成していること。

二 厚生労働省令で定めるところにより、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置し、その評価の結果を勘案し、当該業務効率化・勤務環境改善計画に検討を加え、又は変更し、これを踏まえ、業務効率化・勤務環境改善計画に基づく取組を円滑に実施するための体制を確保しているものであること。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ へ (略)

(新設)

ト (略)

三 (略)

3 5 (略)

第十三条の九 (略)

(新設)

(新設)

- 2 | 業務効率化・勤務環境改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。
  - 一 | 計画期間
  - 二 | 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組により達成しようとする目標
  - 三 | 当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の内容及びその実施時期
  - 四 | その他厚生労働省令で定める事項
- 3 | 第一項の認定の申請は、当該申請に係る病院の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。
- 4 | 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る病院が同項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 5 | 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を第三項の都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 | 第一項の認定を受けた病院の管理者は、業務効率化・勤務環境改善計画を変更したときは、速やかに、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 | 第一項の認定を受けた病院の管理者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 8 | 第三項から第五項までの規定は、第六項の変更の認定について準用する。
- 9 | 第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。第十三条の十二において同じ。）を受けた病院（次条、第十三条の十二第一項及び第十三条の十三において「認定病院」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況を公表しなければならない。

(報告の徴収)

第十三条の十一 厚生労働大臣は、認定病院の開設者又は管理者に対し、当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十三条の十二 厚生労働大臣は、認定病院が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 第十三条の十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 認定病院の管理者が当該認定に係る業務効率化・勤務環境改善計画に従って当該病院における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を実施しないとき。

三 第十三条の十第九項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

2 第十三条の十第五項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(認定病院の表示等)

第十三条の十三 認定病院は、第十三条の十第一項の認定から六年に限り、同項の認定を受けた者として厚生労働省令で定める表示をすることができる。

2 認定病院でないものは、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第十三条の十四 (略)

第四十一条 (略)

第四十一条の二 第十三条の十三第二項の規定に違反して同条第一

(新設)

(新設)

(新設)

第十三条の十 (略)

第四十一条 (略)

(新設)

項の表示又はこれと紛らわしい表示をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第十三条の六、第十三条の十一又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第四十二条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十二条 第十三条の六又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(新設)

改正案	現行
<p>第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、当該病院又は診療所における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第三十条の二十一 都道府県は、病院又は診療所における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。</p> <p>一 病院又は診療所における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>二 病院又は診療所における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、病院又は診療所における業務の効率化及びその医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県又は前項の規定による委託（第一項各号に掲げる事務であつて医療従事者の勤務環境の改善に係るもの（以下「勤務環境改善関連事務」という。）に係る委託に限る。）を受けた者は、勤務環境改善関連事務又は当該委託に係る勤務環境改善関連事務を実施するに当たり、次に掲げる事項について特に留意するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 都道府県又は第二項の規定による委託（勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。）を受けた者は、勤務環境改善関連事務又は</p>	<p>第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第三十条の二十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。</p> <p>一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、次に掲げる事項について特に留意するものとする。</p> <p>4 都道府県又は第二項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては</p>

当該委託に係る勤務環境改善関連事務を実施するに当たっては、第三十条の二十五第三項に規定する地域医療支援事務又は同項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

5 (略)

第三十条の二十五 (略)

254 (略)

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たっては、勤務環境改善関連事務又は第三十条の二十一第二項の規定による委託に係る勤務環境改善関連事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

6 (略)

附 則

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託(勤務環境改善関連事務に係る委託に限る。)を受けた者は、当分の間、勤務環境改善関連事務又は当該委託に係る勤務環境改善関連事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

、第三十条の二十五第三項に規定する地域医療支援事務又は同項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

5 (略)

第三十条の二十五 (略)

254 (略)

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たっては、第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

6 (略)

附 則

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

○ 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）（第十五条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構又は連合会への事務の委託）</p> <p>第八条の三 市町村は、次に掲げる者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。</p> <p>一 第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十三条の二の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊婦に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勸奨しななければならぬ。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村が行い、及び勸奨する健康診査（第四項及び第五項並びに第十三条の三において「市町村妊婦健診」という。）についての望ましい基準並びに当該基準に基づく健康診査の実施に係る標準的な費用の額（次項及び第四項において「標準額」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 標準額は、健康保険の診療報酬その他内閣府令で定める事項を勘案して定めるものとする。</p>	<p>（機構又は連合会への事務の委託）</p> <p>第八条の三 市町村は、次に掲げる者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。</p> <p>一 第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勸奨しなければならぬ。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に對する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p>



4 市町村並びに病院、診療所及び助産所は、市町村妊婦健診の実施に当たっては、第二項の基準及び標準額を勘案するよう努めるものとする。

5 市町村は、妊婦が市町村妊婦健診を受けるために、市町村妊婦健診に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第十三条の二 前二条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条の三 内閣総理大臣は、妊婦による市町村妊婦健診の適切な選択に資するよう、市町村妊婦健診の内容、費用その他内閣府令で定める情報を収集し、及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十八条の二十三第二項の規定により厚生労働大臣が行う公表と一体として、内閣府令で定めるところにより、これを妊婦に分かりやすい形で公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2 市町村妊婦健診を行う病院、診療所及び助産所（第八条の二の規定により市町村妊婦健診の実施の委託を受けた者を含む。）の管理者は、前項の情報について内閣総理大臣から求めがあつた場合には、これを提供するよう努めなければならない。

（妊産婦の訪問指導等）

第十七条 第十三条第一項又は第十三条の二の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。

2  
（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（妊産婦の訪問指導等）

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。

2  
（略）

(健康診査等に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、健康診査等(第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十三条の二の健康診査又は産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。)又は第二十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等に関する情報の提供を求めることができる。

2 (略)

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による健康診査に要する費用並びに第二十条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

(健康診査等に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、健康診査等(第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。)又は第二十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等に関する情報の提供を求めることができる。

2 (略)

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康診査に要する費用及び第二十条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

○ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）（第十六条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審査支払運営委員会は、運営会議の権限のうち、第十八条第一項第八号から第十三号まで、第二項第二号から第五号まで及び第三項に規定する業務に係る重要事項その他の定款で定める重要事項を決定する。</p> <p>4（略）</p> <p>第十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 第九号及び第十号に準じ、分娩費又は家族分娩費の支払及び審査を行うこと。</p> <p>十三 十五（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 機構は、第一項第十五号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第十九条 機構は、前条第一項第十号から第十二号まで、第二項第四号及び第五号並びに第三項の審査並びに同条第二項第二号の意見を述べる業務（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書に係るものを除く。次条及び第二十一条第一項において「審査等」という。）を行うため、定款の定めるところにより、審査委員会を設けるものとする。</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審査支払運営委員会は、運営会議の権限のうち、第十八条第一項第八号から第十二号まで、第二項第二号から第五号まで及び第三項に規定する業務に係る重要事項その他の定款で定める重要事項を決定する。</p> <p>4（略）</p> <p>第十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二 十四（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 機構は、第一項第十四号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第十九条 機構は、前条第一項第十号及び第十一号、第二項第四号及び第五号並びに第三項の審査並びに同条第二項第二号の意見を述べる業務（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書に係るものを除く。次条及び第二十一条第一項において「審査等」という。）を行うため、定款の定めるところにより、審査委員会を設けるものとする。</p>

2・3 (略)

第二十一条 審査委員会は、診療報酬請求書又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書に係る審査等のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、当該診療担当者又は分娩費若しくは家族分娩費に係る分娩の手当を担当する者（以下この条及び次条において「分娩の手当担当者」という。）に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録、助産録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者又は分娩の手当担当者に対しては、機構は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、その提出した診療報酬請求書又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書、報告書又は診療録、助産録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

3 前二項において診療担当者又は分娩の手当担当者となるのは、第十八条第一項第十一号、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する医療を担当する機関の提出する診療報酬請求書に関する場合には、当該機関とする。

第二十二条 前条第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者又は分娩の手当担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録、助産録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、機構は、厚生労働大臣の承認を得て、その者に対して、診療報酬又は分娩費若しくは家族分娩費の支払を一時差し止めることができる。

第二十四条 機構は、第十九条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書又は分娩費若しくは家族分娩費に係る請求書について第十八条第一項第十号から第十二号まで、第二項第四号

2・3 (略)

第二十一条 審査委員会は、診療報酬請求書に係る審査等のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、機構は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

3 前二項において診療担当者となるのは、第十八条第一項第十一号、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する医療を担当する機関の提出する診療報酬請求書に関する場合には、当該機関とする。

第二十二条 前条第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、機構は、厚生労働大臣の承認を得て、その者に対して、診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二十四条 機構は、第十九条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第十八条第一項第十号及び第十一号、第二項第四号及び第五号並びに第三項の審査並びに同条第二項

及び第五号並びに第三項の審査並びに同条第二項第二号の意見を述べる業務を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 (略)

第二十八条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十八条第一項第一号から第七号まで、第十四号(同項第一号から第七号までに掲げる業務に附帯する業務に限る。)及び第十五号(医療情報化推進(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進をいう。次条第一項及び第二項第一号において同じ。))に係る業務に限る。)(、第二項第一号並びに第三項(情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務に限る。))に規定する業務(以下「医療情報化推進業務」という。))の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 (略)

第三十五条 機構は、各保険者(第十八条第二項第二号から第五号まで及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村)に、同条第一項第八号から第十二号まで並びに同条第二項第二号から第五号まで及び第三項(情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を除く。))に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書又は分婉費若しくは家族分婉費に係る請求書の数、当該診療報酬請求書又は分婉費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させるものとする。

第二号の意見を述べる業務を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 (略)

第二十八条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十八条第一項第一号から第七号まで、第十三号(同項第一号から第七号までに掲げる業務に附帯する業務に限る。)及び第十四号(医療情報化推進(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進をいう。次条第一項及び第二項第一号において同じ。))に係る業務に限る。)(、第二項第一号並びに第三項(情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務に限る。))に規定する業務(以下「医療情報化推進業務」という。))の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 (略)

第三十五条 機構は、各保険者(第十八条第二項第二号から第五号まで及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村)に、同条第一項第八号から第十一号まで並びに同条第二項第二号から第五号まで及び第三項(情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を除く。))に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数、当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させるものとする。

○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（抄）（第十七条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（所掌事務）            第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。            一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号並びに第三項第一号イ及びロの規定による定め並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項            二 (略)            三 健康保険法第六十三条第二項第三号、第五号及び第六号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第三項、第七十条の二並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>	<p>2 (略)</p> <p>（所掌事務）            第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。            一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項            二 (略)            三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第五号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第三項、第七十条の二並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 健康保険法第九十八条の二第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>四 健康保険法第六十三条第二項第三号、第五号及び第六号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第三項、第七十条の二並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、同法第九十八条の十第一項、第九十八条の十一及び第九十八条の十三第一項の規定による厚生労働省令、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、同法第六十八条の三第二項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令、同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の六第二項の規定による厚生労働省令に関する事項</p> <p>2 地方協議会は、<u>保険医療機関、保険薬局及び指定助産所の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師及び登録助産師の登録の取消し</u>について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号、第五号及び第六号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第三項、第七十条の二並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p> <p>2 地方協議会は、<u>保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し</u>について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p>

第八条 (略)

2 中央協議会が、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

第八条 (略)

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。



○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三十九条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p> <p>（略）</p> <p>第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p> <p>（略）</p> <p>第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三</p>

第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の第二項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第四項及び第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第七項において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第一項、同条第二項（第五十四条の八第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第三項、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務

第六項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の第二項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百七条（第二号に係る部分に限る。）及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(略)  
第四十四条第四項（第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第七項及び第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第七項において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第三百三十八条の五第一項、第三項及び第四項、第五百二十二

(略)  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(略)  
第四十四条第四項（第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第七十二条第二項、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項並びに第七十二条第一項及び第三項（これらの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二条第六項において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第二項（附則第十条において準用する場合を含む。）、第三百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十

(略)	<p>条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第九十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第八十八条及び第九十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）                  第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち、国民健康保険の財政の安定化及び調整を行うもの、高額医療費負担対象額に係るもの、所得の少ない者、<u>十八歳</u>に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者又は出産する予定の被保険者若しくは出産した被保険者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要するもの並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）<u>、</u>第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第六号に掲げる経費については、この限りでない。</p>	<p>（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）                  第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち、国民健康保険の財政の安定化及び調整を行うもの、高額医療費負担対象額に係るもの、所得の少ない者、<u>六歳</u>に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者又は出産する予定の被保険者若しくは出産した被保険者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要するもの並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）<u>、</u>第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第六号に掲げる経費については、この限りでない。</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第四十一条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
七十二の三 厚生労働省	健康保険法による同法第六十四条又は第九十八条の四の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十二の三 厚生労働省	健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
七十三の六 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会		七十三の六 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会	
七十三の七 高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第三十八条の二第一項の報告、同条第二項の提供又は同法第一百二十八条の三第一項の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(新設)	(新設)
七十三の八 厚生労働省及び日本年金機構	(略)	七十三の七 厚生労働省及び日本年金機構	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）			

提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
五の十二 市町村長 (略)	母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条から第十三条の二までの健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のことも家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係) 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関 (略)	事務 (略)

提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
五の十二 市町村長 (略)	母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のことも家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係) 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関 (略)	事務 (略)

(略)	<p>四の十二 市町村長</p> <p>母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条から第十三条の二までの健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
(略)	<p>四の十二 市町村長</p> <p>母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>



○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）（附則第四十二条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務） 第二十三条（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（区分経理） 第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付</p>	<p>（業務） 第二十三条（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（区分経理） 第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援</p>

金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経  
理（第六号に掲げるものを除く。）

三〇六（略）  
2（略）

附則

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金  
等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定  
する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する  
病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合  
における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の  
適用については、これらの規定中「及び出産関係事務費拠出金」  
とあるのは、「、出産関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」  
とする。

納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係  
る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三〇六（略）  
2（略）

附則

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金  
等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定  
する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する  
病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合  
における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の  
適用については、これらの規定中「及び出産育児関係事務費拠出  
金」とあるのは、「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支  
援金等」とする。

○ 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）（抄）（附則第四十三条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童の発達障害の早期発見等）            第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条の二に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。</p> <p>2            5            （略）</p>	<p>（児童の発達障害の早期発見等）            第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。</p> <p>2            5            （略）</p>

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十四条関係）【令和九年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者（以下この節において「日雇保険者」という。）としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。）又は同法第三条第一項第八号の申出をして同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて内閣総理大臣が定めるものをいう。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第七十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者（以下この節において「日雇保険者」という。）としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。）又は同法第三条第一項第八号の承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて内閣総理大臣が定めるものをいう。</p> <p>4～6（略）</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四十五  
 条関係）【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(略)	<p>別表（第九条関係）</p> <p>一 厚生労働大臣</p>	(略)	<p>別表（第九条関係）</p> <p>一 厚生労働大臣</p>
(略)	<p>健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医、保険薬剤師若しくは登録助産師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	(略)	<p>健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）（抄）（附則第四十六条関係）【令和九年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国民健康保険法第七十条第一項の規定による国庫負担金、同法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び同法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに同法第七十三条第一項及び第六項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）</p> <p>5 四・五（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）</p> <p>5 四・五（略）</p>

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）（抄）  
 （附則第四十七条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第三条、第九條、第十条、第十二条第二項、第十三条第九項及び第十項、第十五条の二、第十七条、第二十一条の二、第二十三条、第二十五条並びに第二十六条の規定、附則第二十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>四 （略）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>（健康保険法の一部改正）</p> <p>第十六条の二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。</p> <p>第二十一条 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第三条、第九條、第十条、第十二条第二項、第十三条第九項及び第十項、第十七條、第二十三条、第二十五条並びに第二十六条の規定、附則第二十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>四 （略）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十一条 （略）</p>

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第二十一条の二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第六号中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める。

(新設)



○ 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）（抄）（附則第四十八条関係）【令和九年四月一日又は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び第三号」に、「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）及び同法」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 第十条の二に規定する事業に関する基本的な事項 （略）</p> <p>第十条の次に次の十三条を加える。 （略）</p> <p>（相殺）</p> <p>第十条の十四 第十条の五第一項及び第二項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合から徴収する医師手当拠出金等と高齢者の医療の確保に関する法律第百条第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。</p> <p>2 第十条の五第一項及び第二項の規定により機構が各医療保険者から徴収する医師手当拠出金等と高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により機構が各医療保険者に対して交付する出産交付金は、相殺するものとする。 （略）</p>	<p>第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び第三号」に、「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）及び同法」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 第十条の二に規定する事業に関する基本的な事項 （略）</p> <p>第十条の次に次の十三条を加える。 （略）</p> <p>（相殺）</p> <p>第十条の十四 第十条の五第一項及び第二項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合から徴収する医師手当拠出金等と高齢者の医療の確保に関する法律第百条第一項の規定により機構が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。</p> <p>2 第十条の五第一項及び第二項の規定により機構が各医療保険者から徴収する医師手当拠出金等と高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により機構が各医療保険者に対して交付する出産育児交付金は、相殺するものとする。 （略）</p>

第四十二条の二を次のように改める。

第四十二条の二 第四十条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条の二又は第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 | 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(略)

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十一項第四号及び第五号中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

(略)

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

第四十二条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 第四十条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第四十二条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十条の二、第四十条の三又は第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 | 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(略)

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

(略)

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第三十八條の表第一項第一号の項中欄中、「介護保険法」を「出産関係事務費拠出金」に改め、同項下欄中「及び」を「出産関係事務費拠出金及び」に改め、「介護保険法」を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四百四条第一項中「出産支援金」の下に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金等(以下「医師手当拠出金等」という。)」を加え、同条第三項中「出産支援金」の下に、「医師手当拠出金等」を加える。

第一百六条第二項第一号から第四号までの規定中「出産支援金」の下に、「医師手当拠出金等」を加える。

(略)

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 八 (略)

九 第六条の規定(同条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項第四号の改正規定(「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という。))及び同法に、「及び」及び「を」並びに「に改める部分に限る。))、同法第四条第二項第二号及び第三項の改正規定並びに同法第七条の二及び第七条の三を削る改正規定を除く。)、第七条中健康保険法の目次

附則第三十八條の表第一項第一号の項中欄中、「介護保険法」を「出産育児関係事務費拠出金」に改め、同項下欄中「及び」を「出産育児関係事務費拠出金及び」に改め、「介護保険法」を削る。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四百四条第一項中「出産育児支援金」の下に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金等(以下「医師手当拠出金等」という。)」を加え、同条第三項中「出産育児支援金」の下に、「医師手当拠出金等」を加える。

第一百六条第二項第一号から第四号までの規定中「出産育児支援金」の下に、「医師手当拠出金等」を加える。

(略)

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 八 (略)

九 第六条の規定(同条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項第四号の改正規定(「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という。))及び同法に、「及び」及び「を」並びに「に改める部分に限る。))、同法第四条第二項第二号及び第三項の改正規定並びに同法第七条の二及び第七条の三を削る改正規定を除く。)、第七条中健康保険法の目次

の改正規定、同法第七條の二第三項、第七十七條第三項及び第七百五十條の二第一項の改正規定、同法第五十條の十の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第六章中同條を第七百五十條の十三とする改正規定、同法第五十條の九の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同條を同法第五十條の十二とする改正規定、同法第五十條の八の改正規定、同條を同法第五十條の十一とする改正規定、同法第五十條の七第一項の改正規定、同條を同法第五十條の十とする改正規定、同法第五十條の六の次に三條を加える改正規定並びに同法第五十一條、第五十三條、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第六十條第三項及び第十四項、第七十三條第一項、第七十六條、第二百七條の三並びに第二百十三條の二の改正規定並びに同法附則第二條第一項及び第四條の二の改正規定、第八條中船員保險法第十二條第二項、第一百四條第一項及び第二百一十一條第二項の改正規定並びに同法附則第七條の改正規定、第九條中國健康保險法第六十九條、第七十條第一項、第七十三條第一項及び第二項、第七十五條、第七十五條の七第一項、第七十六條第一項及び第二項並びに第八十一條の二第二十一項の改正規定、第十條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條中高齡者の医療の確保に関する法律第十六條の二第一項及び第十六條の八の改正規定、同條を同法第十六條の十一とする改正規定、同法第十六條の七第一項の改正規定、同條を同法第十六條の十とする改正規定、同法第十六條の六の次に三條を加える改正規定、同法第十七條の改正規定（「の規定による利用又は」を「並びに第十六條の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に改める部分に限る。）、同條に二項を加える改正規定、同法第十七條の二第一項の改正規定（「前條」を「前條第一項」に改める部分に限る。）、同條に一項を加える改正規定、同法第三十四條第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十五條第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十八條第一項及び第二項、第三十九條第一項及び第二項、第

の改正規定、同法第七條の二第三項、第七十七條第三項及び第七百五十條の二第一項の改正規定、同法第五十條の十の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第六章中同條を第七百五十條の十三とする改正規定、同法第五十條の九の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同條を同法第五十條の十二とする改正規定、同法第五十條の八の改正規定、同條を同法第五十條の十一とする改正規定、同法第五十條の七第一項の改正規定、同條を同法第五十條の十とする改正規定、同法第五十條の六の次に三條を加える改正規定並びに同法第五十一條、第五十三條、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第六十條第三項及び第十四項、第七十三條第一項、第七十六條、第二百七條の三並びに第二百十三條の二の改正規定並びに同法附則第二條第一項及び第四條の二の改正規定、第八條中船員保險法第十二條第二項、第一百四條第一項及び第二百一十一條第二項の改正規定並びに同法附則第七條の改正規定、第九條中國健康保險法第六十九條、第七十條第一項、第七十三條第一項及び第二項、第七十五條、第七十五條の七第一項、第七十六條第一項及び第二項並びに第八十一條の二第二十一項の改正規定、第十條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條中高齡者の医療の確保に関する法律第十六條の二第一項及び第十六條の八の改正規定、同條を同法第十六條の十一とする改正規定、同法第十六條の七第一項の改正規定、同條を同法第十六條の十とする改正規定、同法第十六條の六の次に三條を加える改正規定、同法第十七條の改正規定（「の規定による利用又は」を「並びに第十六條の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に改める部分に限る。）、同條に二項を加える改正規定、同法第十七條の二第一項の改正規定（「前條」を「前條第一項」に改める部分に限る。）、同條に一項を加える改正規定、同法第三十四條第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十五條第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十八條第一項及び第二項、第三十九條第一項及び第二項、第

六十一条第三項、第七十二条第二項、第八十一条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の改正規定、同法第百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項、第百二十条第一項、第百三十四条第三項、第百三十七条第三項、第百五十二条第二項並びに第百六十一条の三第二項の改正規定並びに同法第百六十七条の二及び第百六十八条第三項の改正規定、第十二条中介護保険法第百十五条の四十七第十項の改正規定（「第百十八条の十及び第百十八条の十一」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に改める部分に限る。）、同法第百十八条の三第一項の改正規定、同法第百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十四とする改正規定、同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正規定、同条を同法第百十八条の十二とする改正規定、同法第百十八条の八第一項の改正規定、同条を同法第百十八条の十一とする改正規定、同法第百十八条の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第百二十五条の三及び第百二十六条の二の改正規定、第十四条の規定（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条中予防接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十条の改正規定、同法第三十一条の改正規定（「又は提供」を「及び提供並びに第二十八条の二第一項及び第二項の規定による仮名予防接種等関連情報の利用及び提供」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第

十一条第三項、第七十二条第二項、第八十一条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の改正規定、同法第百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項、第百二十条第一項、第百三十四条第三項、第百三十七条第三項、第百五十二条第二項並びに第百六十一条の三第二項の改正規定並びに同法第百六十七条の二及び第百六十八条第三項の改正規定、第十二条中介護保険法第百十五条の四十七第十項の改正規定（「第百十八条の十及び第百十八条の十一」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に改める部分に限る。）、同法第百十八条の三第一項の改正規定、同法第百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十四とする改正規定、同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正規定、同条を同法第百十八条の十二とする改正規定、同法第百十八条の八第一項の改正規定、同条を同法第百十八条の十一とする改正規定、同法第百十八条の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第百二十五条の三及び第百二十六条の二の改正規定、第十四条の規定（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条中予防接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十条の改正規定、同法第三十一条の改正規定（「又は提供」を「及び提供並びに第二十八条の二第一項及び第二項の規定による仮名予防接種等関連情報の利用及び提供」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第

一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第九十条の二及び第九十条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、並びに第二十八条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第十一条、第十五条、第十七条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第三十八条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）及び第三十九条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、及び第三十九条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十  
(略)

項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第九十条の二及び第九十条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、並びに第二十八条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第十一条、第十五条、第十七条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第三十八条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、及び第三十九条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十  
(略)